# SS保険のご案内

2025年3月改訂

# 人と人がつながるエネルギー。





保険期間

2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時まで ※本契約は自動継続です。(詳細はP50をご参照ください。)

提出期限

2024年12月20日(金)

#### 目 次

ご加入にあたって	O2
補償内容一覧 基本種目	
保険料 基本種目	
もっと安心な補償へカスタマイズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
補償內容一覧 選択種目 保険料 補償内容•基本種目	
	20
施設賠償責任保険 ····································	
生生物賠負負任保険 ····································	
受託者賠償責任保険	
動産総合保険	
	24
ガラス補償	
企業財産包括保険	20
補償内容・選択種目	
●お客様の車を預かる場合の基本的な補償 選択1・受託自動車保険	
●業務拡大に関する補償	
選択2·認証工場·指定工場·移動鈑金向け保険	
選択3·併設ショップ向け保険	
●基本種目の補償の拡大・その他リスクに備えた補償	
選択4・自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償	3/
選択5・動産総合保険 上乗せ補償	
選択6.動産総合保険 地震危険追加補償	····· 3,
選択7・油濁賠償責任保険	
選択8・サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)	
選択10·代車費用限度上乗せ補償	
選択11·全損時対応費用(施設賠償用·生産物賠償用·自動車管理者賠償用) ····································	
選択12·交通事故傷害保険(総合生活保険)	
選択13·普通傷害保険(総合生活保険)	4
選択14·借用不動産損壊担保特約(施設賠償責任保険)	
付帯サービスのご案内	48
加入・変更などのお手続き	50
事故発生時のお手続き	5/
個人情報の取扱いに関するご案内	54
ご加入の際のご注意	5
傷害保険重要事項説明書	
記入例•申込依頼書	62
お問い合わせ先	75

SS保険は、保険契約者を出光興産(株)とし、特約販売店の皆様を被保険者とする団体・包括契約(明細契約)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として出光興産(株)が有します。 この保険はSSにおける様々なリスクをカバーし、万が一の事故の時にもSSの経営安定に寄与すべく、皆様のご要望を踏まえながら適宜見直し改善・提供されていますので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

この保険の保険期間は、2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時までの1年間となります。

# 提出期限:

# 2024年12月20日(金) 出光保険サービス必着

※前年度と補償内容の変更がない場合は<u>自動継続</u>となります。 (詳細はP50をご参照ください。)

# 改定のご案内

以下の項目が改定となります。

詳細につきましては別紙「SS保険改定のご案内」をご覧ください。

#### 2025年3月からの改定項目

- 1 基本種目の保険料改定
- **2 基本種目 自動車管理者賠償の支払限度額引上げ**(ワイドプラン・スタンダードプラン)
- 3 基本種目・選択種目6 動産総合における対象動産の名称変更
- 4 基本種目・選択種目9 洗車機の補償内容変更
- 5 選択種目4 自動車管理者賠償の上乗せ補償(選択種目2)選択可
- 6 選択種目8 サイバーリスク保険の新規販売停止

#### 2026年3月からの改定項目

- 1 D6~D8ランク新設
- 2 ランク計算式の変更
- 3 ランク決定表の変更

# Q&A よくあるご質問

- Q1:SS保険で事務所・キャノピーなども補償されますか?
- **A1**:SS保険では「補償対象外」となります。

個別に契約の必要がありますので、出光保険サービスへご相談ください。

- **Q2**: 申込(新規・脱退・変更) はどうしたらよいですか?
- **A 2**: P64『SS 保険 新規加入・変更依頼書』を出光保険サービスへお送りください。 詳細は P50「1 お手続きの方法」をご参照ください。
- Q3:保険会社から直接被害者の方に対して連絡と交渉をしてほしいのですが。
- **A3**: SS 受託自動車保険・整備受託自動車保険以外の保険については、法律上、保険会社が直接被害者の方と交渉することができません。ご加入者自身で被害者の方にご連絡をしていただくことになります。もちろん、連絡・交渉に関してのご相談事は出光保険サービスと保険会社にお問い合わせいただければ、解決に向けたサポートをいたします。

# ご加入にあたって

本パンフレット内記載の「SS業務」「SS敷地内」等とは以下の内容をさします。

# SS(サービスステーション)業務とは

ガソリン・軽油などの自動車用燃料、農耕用機器、ヨット・モーターボートなどの船舶・チェーンソーなどの機器 用燃料、灯油、重油または潤滑油などの給油・販売業務(SSからの配達業務を含む)

自動車(部品、付属品含む)の点検、調整、洗車業務

車検・修理・リース斡旋業務、車検代行業務

自動車用のオイル、水、部品、付属品(ケミカル商品含む)の販売供給業務(ETC車載器・カーナビ等の取付業務含む)

飲食物または雑貨などの提供、販売業務

### ご注意:SS業務に該当しない主な業務は以下の通りです。

- (1)SS業務に規定されていない燃料などの給油・販売業務(油槽所からの販売など)
- (2)自動車の修理(鈑金、塗装、分解整備など)
- (3) 認証工場・指定工場資格による車両整備業務
- (4)併設ショップでの商品提供、販売など
- (5) SS業務以外でお客様の自動車を預かること(例:駐車場代わりに預かることなど)
- (6)ビルの賃貸などに関する業務
- (7) 自動車販売
- (8) 有料で行うタイヤの預り業務
- (9) レンタカー事業 等

上記(2)~(4)について補償の対象とする場合には、該当する選択種目(P12 ~ P17)に ご加入ください。

# SS(サービスステーション) 敷地内とは

以下に掲げる場所または土地をいいます。

- (1)サービスステーション:給油業務およびそれに付随する業務が行われる場所であって、防火壁または 道路によって囲まれている場所をいいます(以下[SS]といいます)。
- (2) 本社建物または予備タンクが所在するSSと連続した土地で、次の(ア)または(イ)に掲げる者(以下 「SS所有者等」といいます)によって占有されているもの
  - (ア)SSを所有する者
  - (イ)SSにおいて給油業務およびそれに付随する業務を運営する者
- (3)もっぱらSSへの出入りに利用される道路によって、SSを分離されている土地で、SS所有者等によって 占有されているもの

# SS(サービスステーション)建物

SS敷地内に所在し、給油業務およびそれに付随する業務を行うための事務所建物をいいます。

# 併設ショップ

SS敷地内に所在し、SS所有者等が所有または運営する店舗をいいます。 例) SSとは別店舗として運営している店舗(SSとは別会計)

# PLANNING & CONSULTING / 事業活動

# 特約販売店のみなさまへ 特約販売店のみなさまに お届けする [安心] サービス。 SS事業の安定をサポート

# SS運営に関する「3つの安心」

- ■事故に備えた保険の提供
- ■SS業務に特化し、想定される様々なリスクへ対応。 1つにまとめた保険を簡単な手続きでご利用できます。
- ●新しいSS事業展開に合わせた保険の提案。
- ■事故発生の際の 迅速・的確・親身な対応
- ●SS事故専任の担当者がサポート。
- ■事故を起こさない 仕組み作りサポート
- ●SS事故削減活動を協力して推進。

全国の事故を原因・分析しSS安全ニュースとして提供。 SSリスク診断、診断後のセミナーの実施。

### SSのリスク / 保険一覧

#### ■人的損害のリスク■

経営者の病気・死亡 「経営者保険」

従業員のケガ病気 傷害共済制度

退職金制度等 「apollo会共済」

> 業務中のケガ 交通事故傷害 普通傷害

#### ■財物のリスク■

建物・タンク火災・破損 「火災保険」

> 輸送中の現金盗難 「動産総合保険(上乗せ)」

# SS業務上の事故等

■業務遂行等に関するリスク■

「SS保険」 賠責・自動車・動産・盗難・ ガラス・個人情報漏洩など

SSでの事業展開に関わる事故 中古車販売·鈑金

「販売用自動車保険」 認証工場・指定工場

> 「整備受託保険」 配送•配送基地 「コンタミ保険」

漏洩事故 「土壌eco保険」

# ■その他■

預かりタイヤ(有料) 「受託賠償責任保険」

#### お気軽にご相談ください。

※赤枠部分が当該パンフレットの対象です

0120-956-047 出光保険サービス株式会社

受付時間:月~金 9:30~16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く ※ご注意ください。二次元コード読み込みには『メールアプリ』が必要です。

メール:ideho service@idemitsu.com



る代替計量機の賃料負担

による損失や、SS施設の

事故により休業した場合

の利益損失を補償します。

よび2階の外面窓ガラス、

外面ドアガラス (窓枠、ド

ア枠、鍵、とってを含みま す)に生じた損害

# SS保険は、SSの皆様を様々な経営リスクからお守りします。

			賠償責	任保険			SSの物損に関する係		休業等に関する保険
プラン		基本種目1 施設賠償	基本種目2 生産物賠償	基本種目3 自動車管理者賠償 基本種目4 自動車管理者賠償(使用不能損害)	基本種目5 受託者賠償	基本種目6 動産総合	基本種目7 盗 難	基本種目8 ガラス	基本種目9 企業財産包括
	Α	1名 <b>2</b> 億円	1名 <b>2</b> 億円 1事故 <b>4</b> 億円	1事故・ 保険期間中通算 <b>500</b> 万円	1事故· 保険期間中通算 <b>100</b> 万円	1事故 <b>500</b> 万円	1事故 <b>150</b> 元	1+t/	代替計量機費用 保険期間中通算 <b>50</b> 万円 休業見舞金1日につき <b>8</b> 万円
ワイド	В	1事故 4億円	保険期間中通算 4億円	1台あたり <b>10</b> 万円 使用不能 損害 1事故・ <b>60</b> -7円	—		四事类。ギコト类	1枚につき <b>50</b> 万円 1事故 <b>100</b> 万円	—
	С	対物 門事故 <b>2億円</b>	打事故 <b>2億円</b> 対物 賠償 保険期間中通算 <b>2億円</b>		1事故・ 保険期間中通算 <b>100</b> 万円	—	地域振興券 20万円	1事故 100万円	代替計量機費用 保険期間中通算 <b>50万円</b> 休業見舞金1日につき <b>8万円</b>
	Α	1名 <b>1</b> 億円	1名 <b>1億円</b>	1事故・ 保険期間中通算 <b>400</b> 万円	1事故・ 保険期間中通算 <b>50</b> 万円	1### <b>500</b> ##			代替計量機費用 保険期間中通算 30万円 休業見舞金1日につき 5.5万円
スタンダード	В	1事故 <b>2億円</b> 保険期間中通算 <b>2億</b> P	保険期間中通算 <b>2億円</b>	1台あたり <b>10</b> 万円		1事故 500万円	1事故 <b>50</b> 万円 図書券・ギフト券 <b>20</b> 万円	1枚につき <b>25</b> 所 1事故 <b>50</b> 所	—
	С	対物 賠償 1事故 <b>1億円</b>	1事故 <b>1億円</b> 財務 保険期間中通算 <b>1億円</b> 保険期間中通算 <b>1億円</b>	1事故· 保険期間中通算 <b>60</b> 万円	1事故· 保険期間中通算 <b>50</b> 万円	—	地域振興券 20万円	1事故 50万円	代替計量機費用 保険期間中通算 <b>30</b> 万円 休業見舞金1日につき <b>5.5</b> 万円
た!! つ声田		対人は一切人には、は、一切人には、は、一切人には、は、一切人には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1名 <b>1</b> 億円 1事故 <b>2</b> 億円 保険期間中通算 <b>2</b> 億円	1事故・保険期間中通算 300万円		· F00-	1事故 100万円	1枚につき <b>25</b> 万円	
セルフ専用		対物 賠償 1事故 <b>1億円</b>	1事故 <b>1億円</b> 1事故 <b>1億円</b> 10 10 10 10 10 10 10 10	1台あたり <b>10</b> 万円 1事故・ 保険期間中通算 <b>60</b> 万円	<del></del>	1事故 500万円	図書券・ギフト券 20万円 地域振興券	1事故 50万円	
エコノミープラ	ン	対人対物 合算 合算		1事故· 保険期間中通算 <b>200</b> 万円		F00	〈商品盗難〉 <b>100</b> 万円	1枚につき 30万円	
(既加入者のみ		1名· 1事故 <b>5,000</b> 万円	1名·1事故· 保険期間中 <b>5,000万円</b> 通算	1台あたり <b>10</b> 万円 1事故・ 保険期間中通算 <b>60</b> 万円	<del></del>	1事故 <b>500</b> 万円	1事故 <b>500</b> 万円 <sup>〈現金盗難〉</sup> <b>50</b> 万円 1事故 ** 上記のうち建物外 <b>30</b> 万円 現金小切手類 ** <b>30</b> 万円		
免責金額・日	数	1事故 <b>10</b> 万円	1事故 <b>10</b> 万円	1事故 <b>10万円</b> 使用不能が最初に発生した日からその日を含めて3日目まで、	1事故 5千円	1事故 <b>5千円</b> ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 <b>5万円</b>	なし ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 <b>5万円</b>	なし ※エコノミープランは以下の通り。 1事故 1回目 <b>5万円</b>	なし (ただし、風災、水災、雹災、 雪災による損害の場合は、事
				および31日目以降		2回目以降 10万円	2回目以降 10万円	2回目以降 10万円	放発生日を含む3日間)
補償の内容				SS業務のために預かった、お客様の自動車に生じた損壊などの事故に対する賠償責任	Car Wash				休業中
		SS施設の不備やSS業務遂行に 起因して生じた対人・対物事故 に対する賠償責任	SSにて販売した商品や、SS業務の結果に起因して生じた対人・対物事故に対する賠償責任	SS業務のために 預かった、お客様 の自動車を損壊・ 紛失した場合の使	SS業務のためにお客様から 一時的に預かった物(積載 物に該当しない車両を除	不測かつ突発的な事故に よって、SSの機器などに生 いた指害	SSに保管しているSSの現金や商品などの盗難による指害	<ul><li></li></ul>	火災などの事故によって 計量機が壊れたことによ る代替計量機の賃料負担

物に該当しない車両を除

く)に生じた損壊などの事

故に対する賠償責任

じた損害

(対象物はP22「保険の対

象」を参照ください。)

る損害

用不能損害(代車

費用など)に対する賠償責任

に対する賠償責任

対する賠償責任

# 一時払です。

●保険料

下表保険料には、受託自動車保険の保険料は含まれません。 詳細は選択種目1受託自動車保険(P12、13記載)をご確認 ください。

ランク	<b>A</b> プ <sup>:</sup>	ラン	Bプラン		Cプ	ラン	セルフ専用	エコノ(既加入	
	ワイド	スタンダード	ワイド	スタンダード	ワイド	スタンダード	セルフ	フルSS	セルフSS
M5	99,660	73,700	74,200	63,850	72,130	58,200	58,410	46,250	43,620
M4	101,280	86,960	88,950	65,010	74,200	59,350	58,870	54,490	50,440
МЗ	105,750	89,240	101,730	82,230	76,270	60,500	59,330	65,060	59,370
M2	122,370	108,280	115,200	98,190	91,910	73,840	70,830	81,570	73,960
M1	141,890	114,660	134,460	110,660	107,550	87,180	82,330	114,600	104,400
F	169,340	147,500	167,240	137,470	134,690	110,180	97,050	160,230	148,630
D1	290,630	246,340	288,080	244,840	223,470	187,920	168,350	219,710	206,090
D2	432,140	371,000	418,220	350,880	310,410	280,840	252,530	296,060	267,790
D3	550,600	486,460	510,960	426,450	389,990	370,540	335,370	365,410	339,930
D4	596,050	520,500	570,720	519,440	418,970	396,760	360,960	439,500	397,590
D5	667,000	581,100	639,500	578,780	469,110	444,600	404,050	506,480	464,490
※D6~D8は202	26年3月新設								
D6	746,400	648,740	716,580	644,900	525,250	498,210	452,280	583,680	542,640
D7	835,250	724,260	802,940	718,570	588,110	558,290	506,280	672,650	633,940
D8	934,670	808,570	899,710	800,650	658,490	625,610	566,710	775,170	740,600

# メリット・デメリット制度について

メリット・デメリット制度は基本種目(除く企業財産包括保険)に適用し、各SSの事故実績(損害率)に応じて、適用 ランクが決定します。

#### 現在の適用ランクの判定方法

#### 《適用損害率への読みかえ表》

適用損害率(%) = 小数点以下切捨

受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額

×100

加入プラン判定時における当該加入プランのFランク年間保険料

#### 読みかえ例

・受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額 = 100,000円

・加入プラン判定時における当該SSの加入プラン = Aプラン、ワイド

・加入プラン判定時における当該加入プランの適用ランク = D1ランク

適用損害率(%) = -----

100,000円

147,250円 (Aプラン・ワイド)

 $\times$  100 = 67.9%



次年度に適用されるランク(0% < 67.9% ≦ 80%) = Fランク

#### 2026年3月以降の適用ランクの判定方法

《適用損害率への読みかえ表》

適用損害率(%)=

適用損害率(%)\_

受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額

X100

加入プラン判定時における当該加入プランの年間保険料

#### 読みかえ例

・受取保険金計算期間における基本種目の受取保険金総額 = 100,000円

・加入プラン判定時における当該SSの加入プラン = Aプラン、ワイド

・加入プラン判定時における当該加入プランの適用ランク = D1ランク

100,000円

290,630円(Aプラン・ワイド))

 $\times$  100 = 34.4%



次年度に適用されるランク(20% < 34.4% ≤ 60%) = D2ランク

- ※受取保険金計算期間=2023年9月1日から2024年8月31日
- ※受取保険金総額=受取保険金計算期間に受け取られた基本種目の保険金の合計
- (※)保険金お支払後、その保険金を保険会社に返還した場合も受取保険金の額に含まれます。
- 「SS保険と同じ補償の他の損害保険契約をご契約」されており、「他の損害保険契約より保険金を受け取られた場合」、他の損害保険契約からSS保険に一部保険金の求償が行われることがあります。その場合も受取保険金総額に含まれます。
- ※加入プラン判定時における当該加入プランのFランク年間保険料=8月31日時点(以下「加入プラン判定時」と呼びます。)での加入プランのFランク年間
- (※)「加入プラン判定時」前後で加入プランを変更された場合は、出光保険サービスでの適用ランク算出手続き時における加入プランを優先いたします。

#### POINT!

Q:保険期間の途中で加入した場合、ランクはどうなりますか?

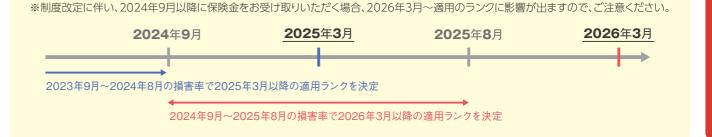
A:保険期間1年未満の契約についてはメリットランクへの移行は無いものとします。ただし、加入時より8月31日までに保険金の支払いを受けた場合は次年度のランクにカウントいたします。



※適用損害率=Xとします。新規加入の場合はF(Flat)ランクとなります。

		現在の適用ランク決定表										
		次回適用されるランク										
L		M5	M4	МЗ	M2	M1	F	D1	D2	D3	D4	D5
	M5	0% <x≦40%< th=""><th>40%<x≦60%< th=""><th>60%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦60%<></th></x≦40%<>	40% <x≦60%< th=""><th>60%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦60%<>	60% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>								
	M4	0% <x≦20%< td=""><td>20%<x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<></td></x≦40%<></td></x≦20%<>	20% <x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<></td></x≦40%<>	40% <x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<>	60% <x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<>							
	МЗ		0% <x≦20%< td=""><td>20%<x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<></td></x≦40%<></td></x≦20%<>	20% <x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<></td></x≦40%<>	40% <x≦60%< td=""><td>60%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦60%<>	60% <x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<>						
	M2			0% <x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<></td></x≦60%<></td></x≦40%<>	40% <x≦60%< td=""><td>60%<x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<></td></x≦60%<>	60% <x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<>	120% <x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></x<>					
現在の	M1				0% <x≦40%< td=""><td>40%<x≦60%< td=""><td>60%<x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<></td></x≦60%<></td></x≦40%<>	40% <x≦60%< td=""><td>60%<x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<></td></x≦60%<>	60% <x≦120%< td=""><td>120%<x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦120%<>	120% <x< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></x<>				
現在の適用ランク	F					0% <x≦60%< td=""><td>60%<x≦120%< td=""><td>120%<x≦220%< td=""><td>220%<x< td=""><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦220%<></td></x≦120%<></td></x≦60%<>	60% <x≦120%< td=""><td>120%<x≦220%< td=""><td>220%<x< td=""><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦220%<></td></x≦120%<>	120% <x≦220%< td=""><td>220%<x< td=""><td></td><td></td><td></td></x<></td></x≦220%<>	220% <x< td=""><td></td><td></td><td></td></x<>			
ンシク	D1						0% <x≦80%< td=""><td>80%≦X≦120%</td><td>120%<x≦220%< td=""><td>220%<x≦260%< td=""><td>260%<x< td=""><td></td></x<></td></x≦260%<></td></x≦220%<></td></x≦80%<>	80%≦X≦120%	120% <x≦220%< td=""><td>220%<x≦260%< td=""><td>260%<x< td=""><td></td></x<></td></x≦260%<></td></x≦220%<>	220% <x≦260%< td=""><td>260%<x< td=""><td></td></x<></td></x≦260%<>	260% <x< td=""><td></td></x<>	
	D2							0% <x≦120%< td=""><td>120%≦X≦180%</td><td>180%<x≦240%< td=""><td>240%<x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<></td></x≦240%<></td></x≦120%<>	120%≦X≦180%	180% <x≦240%< td=""><td>240%<x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<></td></x≦240%<>	240% <x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<>	300% <x< td=""></x<>
	D3								0% <x≦180%< td=""><td>180%<x≦240%< td=""><td>240%<x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<></td></x≦240%<></td></x≦180%<>	180% <x≦240%< td=""><td>240%<x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<></td></x≦240%<>	240% <x≦300%< td=""><td>300%<x< td=""></x<></td></x≦300%<>	300% <x< td=""></x<>
	D4									0% <x≦300%< td=""><td>300%<x≦360%< td=""><td>360%<x< td=""></x<></td></x≦360%<></td></x≦300%<>	300% <x≦360%< td=""><td>360%<x< td=""></x<></td></x≦360%<>	360% <x< td=""></x<>
	D5									0% <x≦320%< td=""><td>320%<x≦400%< td=""><td>400%<x< td=""></x<></td></x≦400%<></td></x≦320%<>	320% <x≦400%< td=""><td>400%<x< td=""></x<></td></x≦400%<>	400% <x< td=""></x<>

	2026年3月以降のランク決定表														
		次回適用されるランク													
		M5	M4	МЗ	M2	M1	F	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8
	M5	0%≦X≦20%	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>									
	M4	0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>								
	МЗ		0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>							
	M2			0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>						
2	M1				0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>					
0 2 5	F					0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></x<>				
年3	D1						0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th><th></th></x<>			
月の適	D2							0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th><th></th></x<>		
2025年3月の適用ランク	D3								0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""><th></th></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""><th></th></x<>	
2	D4									0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""></x<></th></x≦150%<></th></x≦105%<>	105% <x≦150%< th=""><th>150%<x< th=""></x<></th></x≦150%<>	150% <x< th=""></x<>
	D5										0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x< th=""></x<></th></x≦105%<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x≦105%< th=""><th>105%<x< th=""></x<></th></x≦105%<></th></x≦60%<>	60% <x≦105%< th=""><th>105%<x< th=""></x<></th></x≦105%<>	105% <x< th=""></x<>
	D6											0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x≦60%< th=""><th>60%<x< th=""></x<></th></x≦60%<></th></x≦20%<>	20% <x≦60%< th=""><th>60%<x< th=""></x<></th></x≦60%<>	60% <x< th=""></x<>
	D7												0%	0% <x≦20%< th=""><th>20%<x< th=""></x<></th></x≦20%<>	20% <x< th=""></x<>
	D8													0%	0% <x< th=""></x<>



09

# もっと安心な補償へカスタマイズ(選択種目:基本種目の保険金上乗せ・補償の追加)

SS保険では、9つのプランの中からプランを選択いただき、業務内容に応じて選択種目をご加入いただくこと で、最適な保険プランにご加入いただくことができます。

※補償の詳細に関しては、本パンフレットの該当ページをご参照ください。

#### 賠償に関する補償

#### 基本種目

ご選択いただいたプランに応じて基本種目の補償内容および、支払限度額は異なります。 詳細はパンフレットP4~P5をご確認ください。

#### 施設賠償

洗車機の操作ミスにより車両に傷を つけてしまった

損害額

**2.800.000** H

#### 生産物賠償



オイル交換後、ドレンボルトを仮締 めのまま引渡し 結果、エンジンを破損、損害を与えた

**10.400.000**  $\square$ 

#### 自動車管理者賠償



従業員がお客様の車をピットから後 退させたところ、他の車に接触させ 預かっていた車に損害を与えた

**2,810,000** P

#### 受託者賠償



洗車時に預かった車の窓が開いてい た事に気付かず、中にあったカメラ

損害額

**100.000** H

#### 選択種目





指定工場・認証工場移動鈑金向け保険













油濁賠償責任保険







ローリーで配達中に誤って 灯油が河川に流出した

**2,100,000** P

10 代車費用上乗せ補償





借用不動産損壊担保







貸借している建物が火災に遭い、その復旧費を負担するこ

15,000,000⊟

#### ◆ご注意ください◆

SS従業員様がお客様のお車をお預かりし、運転中に発生した対人・対物事故は基本種目では補償されません。対人・対 物事故については、賠償金額が高額化するケースがございますので、SS敷地内でお車を運転するケースが少しでもあ る場合は、選択種目1「受託自動車保険」へのご加入をご検討ください。(詳しくはパンフレットP12をご確認ください)

事故例: 車検代行業務のため、SS敷地外に出た際に歩行者をはねてしまい、歩行者がお亡くなりになった。 ピットでの作業後車を後退させたところ、お客様と接触し後遺障害を負わせてしまった。

#### 物損に関する補償

#### 休業損害

企業財産包括





車が衝突し、計量機が破損した

損害額 **1,603,000**<sub>H</sub> SSで管理していた売上金が盗難に

損害額 **500.000** P ガラス



強風により、ドアがガラスに勢いよ

損害額 **340.000**<sup>H</sup>

火災が発生し休業した

損害額

**1.500,000**  $\square$ 

#### 動産総合地震追加補償



地震で計量機、水銀灯、オート リフト等に損害が生じた

損害額

**800.000** H



産総合上乗せ補償

#### 洗車機上乗せ補償



洗車機が当て逃げにあい破損 し、修理費用が発生した

**300.000**<sup>™</sup>







# 特約販売店様を様々なリスクからお守りします。業務に応じた選択種目をお選びください。

# 選択種目**1**

名称•保険種目

#### 受託自動車保険

#### 自動車保険

(サービスステーション受託自動車 保険特約付帯一般自動車保険、 サービスステーション受託自動車 保険特約に関する車検代行・整備 等斡旋補償特約付帯) 受託中の車を運転中に他の車と接触し、他人にケガをさせた。

お支払い例



給油・洗車などのSS業務のために受託中の自動車 の事故により第三者へ与えた損害を補償します。

補償の概要

	基本種目 (賠償責任保険自動車特約)	<b>選択種目1</b> (受託自動車保険)
お客様から預かった車両の損害		_
衝突した他の車 の損害	I	
衝突した他の車 の運転者のケガ	-	
衝突した他物の 損害		
衝突した一般の 歩行者などのケガ	_	

自損事故 タイプ 対人(1名) 対物免責金額 対物 傷害特約 無制限 無制限 В 無制限 1,000万円 死亡保険金 1名につき C 1 億円 500万円 **1**万円 1,500万円 5,000万円 300万円 D Е 3,000万円 300万円

支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額

- ※自損事故傷害特約が自動付帯されています。
- ※対物超過修理費用補償特約がセットされています。
- ※車検代行業務等のために受託して輸送中の場合でも、併せて補償の 対象となります。

詳しくはP28~P29をご参照ください。

タイプ		従業員数		
217	8人以下	9-10人	11人-12人	
A	33,250円	41,570円	49,880円	
В	28,690円	35,870円	43,040円	
С	26,220円	32,770円	39,330円	
D	24,610円	30,760円	36,910円	
E	23,610円	29,510円	35,410円	

年間保険料(1SSあたり)

※従業員人数方式:従業員人数は加入時点の人数。SS単位の店主・販売員・事務員の合計人数とし、臨時雇は除きます。

※従業員人数が13人以上となる場合は、出光保険サービスまでお問い合わせください。

▶ P28 ~ P29 参照

# 選択種目2

認証工場• 指定工場•

# 移動鈑金向け保険

#### 賠償責任保険

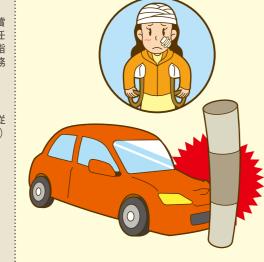
(施設賠償責任保険·生産物賠償責任保険·自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約)(指定工場·認証工場·鈑金·塗装業務特約条項)

#### 自動車保険

(整備受託自動車保険特約(整備従事者数方式)付帯一般自動車保険)

▶ P30 ~ P31 参照

認証・指定工場業務・移動鈑金業 務での備品取り付けに不備があっ たため、引渡し後に自動車が事故 を起こし、運転者がケガをした。



認証工場・指定工場業務・移動鈑金業務に起因する賠償責任を補償します。

保険種類	補償の対象
施設賠償責任 保険	施設の不備および、工場の業務遂 行に起因して生じた対人・対物事故 の賠償責任
生産物賠償 責任保険	工場の作業の結果や、販売提供した 製品に起因して生じた対人・対物事故 の賠償責任
自動車管理者 賠償責任保険	工場の業務に関してお客様より預かった自動車に損害を与えた場合の賠償 責任



保険種類	補償の対象
整備受託自動車 保険	認証工場・指定工場業務・移動鈑 金業務のために受託中の自動車の 事故により第三者へ与えた損害を 補償します。

#### ●支払限度額

カノデ	施訓	设賠	生産	物賠	自管賠		
タイプ	対人	対物	対人	対物	自動車の損害	使用不能損害	
A·B C·D 共通	1名 <b>1</b> 億円 1事故 につき <b>2</b> 億円	1事故 につき <b>1</b> 億円	1名 <b>1</b> 億円 1事つで <b>2</b> 億期間 保険期算 <b>2</b> 億円	1事故 にで <b>1</b> 億期 保険期間中 通億円	1事故 <b>300</b> 万円 保険期間中 通算 <b>300</b> 万円	1台あたり <b>10</b> 万円 1事故・ 保険期間中 通算 <b>60</b> 万円	
免責金額(期間)	施設賠・生産物賠:1事故5万円(対人・対物それぞれにつき適用) 自管賠(自動車の損害):1事故5万円 自管賠(使用不能損害):3日(*1)						

(\*1) 損壊・紛失による使用不能が発生した日からその日を含めて4日目以降 30日目までの期間に発生した損害に限り、この特約条項部分でのお支 払いの対象となります。

#### 

	4.2						
カノプ	整備受託自	動車保険	A = A 65				
タイプ	対人(1 名)	対物	─       免責金額 -				
A·C	無制限	1,000万円	A·B·C·D 共通				
B∙D	<b>1</b> 億円	500万円	対人:なし	対物:1万円			

- ※自損事故傷害特約については、選択種目1受託自動車保険と同内容の 補償です。
- ※対物超過修理費用補償特約がセットされています。

		タイプ	保険料						
	工場種類		整備従事者数(*1)(*2)						
			2名まで	3名	4名	5名			
	認証工場	А	<b>101,260</b> ⊟	<b>139,780</b> ⊟	<b>178,300</b> 円	<b>216,820</b> ⊟			
	移動鈑金	В	97,500円	<b>134,140</b> 円	170,780円	<b>207,420</b> 円			
	指定工場 移動鈑金	С	124,130円	<b>170,840</b> 円	<b>217,550</b> 円	<b>264,260</b> 円			
		D	120,370円	<b>165,200</b> 円	<b>210,030</b> 円	<b>254,860</b> 円			

- (\*1)5名を超える場合は代理店までお問い合わせください。 (\*2)整備従事者数は保険契約締結時点の人数とし、自動車整備士資格
- (\*2) 整備促事者数は保険契約締結時点の人数とし、自動車整備工貨格の有無を問わず、自動車の整備、修理、点検等にたずさわる人数とします。
- ※整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険については、整備従事者数により保険料が決定します。また、修正保険料が20万円以上の場合、1記名被保険者(加入者)ごとに、メリット・デメリット料率を適用するため、記名被保険者(加入者)によっては、今年の保険料が、上記の表に記載されている保険料と異なる場合があります。

12

# 名称・保険種目

選択種目3

併設ショップ向け保険

(併設ショップ業務特約条項(施設賠

償責任保険・生産物賠償責任保険))

賠償責任保険

動産総合保険

**盗難補償** 

ガラス補償

# SS併設の飲食店で販売した食料品が原因で食中毒が発生した。

お支払い例

#### 併設ショップでの様々な事故による損害を補償 します。

補償の概要

しまり。								
保険種類	補償の対象							
施設賠償 責任保険	併設ショップ施設の不備および、併設ショップの商品提供・販売業務などの遂行に起因して生じた対人・対物事故の賠償責任							
生産物 賠償責任保険	併設ショップにおける商品提供・販売業務 などの結果や、販売提供した商品などに起 因して生じた対人・対物事故の賠償責任							
動産総合保険	併設ショップ内機器および什器・備品の不測 かつ突発的な事故による損害を補償します。							
盗難補償	併設ショップの現金・商品等の盗難 による損害を補償します。							

併設ショップ内のガラスに生じた損害

### 支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額

	加入タイプ別補償有無									
タイプ	施設賠償責任 保険	生産物 賠償責任保険	動産総合保険	盗難補償	ガラス補償					
Α										
В			_	_	_					
	保険金額・支払限度額と免責金額									
	対象保険 保険金額·支払限度額 免責金額									
施設	施設賠償責任保険									
4-立	# 基本種目の免責金額と同額									

(\*1)動産総合保険では、1事故で損害の額が保険金額または保険価額のいずれか低い額以上となる場合は、免責金額の適用はありません。

基本種目の保険金額・

支払限度額と同額

1事故につき

5千円(\*1)

生産物賠償責任保険

動産総合保険

盗難補償

# タイプ 基本種目の補償タイプ ワイド スタンダード セルフ エコパー(アル/セルブ) A 11,560円 8,230円 8,730円 8,090円 B 4.800円 3.720円 3.720円 2.920円

年間保険料(1SSあたり)

- ※基本種目をCプランでご契約の場合、上記Bタイプのみご加入いただけます。
- ※対象の併設ショップは飲食物または雑貨等の提供・販売業務を行っている店舗です。
- ※ご加入プランにかかわらず補償が必要な場合はご契約ください。

# ▶ P32 ~ P33 参照

選択種目4

# 自動車管理者賠償責任保険

上乗せ補償

#### 賠償責任保険

(自動車管理者賠償責任保険、上乗 せ特約条項)

▶ P32 ~ P33 参照

SS業務でお客 様から預かったがしまる 車をびしまがもまります。 毎間のではいる。 をできる。 は、本をできる。 は、本をできる。



基本種目3・選択種目2の賠償責任保険(自動車管理賠償)の支払限度額を引き上げます。

を補償します。

タイプ	支払限度額(1事故·保険期間中通算)
S	+ <b>1,000</b> 万円
А	+ <b>700</b> 万円
В	+ <b>500</b> 万円
С	+ <b>200</b> 万円
D	+ <b>150</b> 万円

タイプ	年間保険料
S	123,480円
А	85,200円
В	63,000円
С	26,600円
D	20,000円

# 選択種目5

# 動産総合保険 上乗せ補償

動産総合保険

▶ P34 ~ P35 参照

# SSの売上金を銀行へ輸送中、盗難の被害にあった。



基本種目7の盗難補償の対象である商品・現金などについて補償を拡充します。

①保険金額を引き上げます。

ガラス補償

- ②SS敷地内以外にある本社などの事務所内に あるものも保険の対象となります。
- ③現金・小切手・手形の銀行などへの輸送中の 事故も補償の対象となります。

など

タイプ	保険金額(1事故)
S	+ <b>2,000</b> 万円
А	+ <b>1,000</b> 万円
В	+ <b>500</b> 万円
С	+ <b>300</b> 万円
D	+ <b>200</b> 万円
U	+ <b>150</b> 万円
E	+ <b>100</b> 万円

タイプ	保険料
S	41,200円
А	20,600円
В	10,300円
С	6,200円
D	4,100円
U	3,100円
Е	2,100円
_	2,100□

# 選択種目6

# 動産総合保険 地震危険追加補償

動産総合保険地震危険担保特約(支払限度額方式)

▶ P34 ~ P35 参照

地震で計量機、照明器具、オートリフト等に損害が生じた。



基本種目6の動産総合保険に、地震・噴火・津波による損害の補償を追加します。

1SS / 敷地内毎	支払限度額 (保険期間中)	免責金額 (1事故につき)
Aタイプ	<b>500</b> 万円	10万円

	地区1	地区2	地区3	地区4	地区5	地区6
Aタイプ	<b>22,320</b> ⊟	<b>26,040</b> 円	30,800⊟	41,210円	54,140円	<b>92,670</b> 円

- ※前年より「SS保険」にご加入いただいているSSについてのみ、新たにご加入いただくことができます。
- ※基本種目をCプランでご契約の場合は選択種目6にご加入いただけません。

#### ●選択種目6 地震危険担保の地区番号表

				, L L J 3																									
		北海道·東					関東地方 中部地方					近畿地方			中国地方					地方	九州·沖縄地方								
都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号	都道府県名	地区番号
北海道1等地(*1)	2	青森県	2	秋田県	3	茨城県	1	千葉県	5	新潟県	2	福井県	4	岐阜県	5	三重県	5	兵庫県	4	鳥取県	2	広島県	1	徳島県	4	福岡県	1	大分県	1
北海道2等地(*2)	5	岩手県	5	山形県	3	栃木県	1	東京都	6	富山県	1	山梨県	3	静岡県	6	滋賀県	5	奈良県	4	島根県	1	山口県	1	香川県	2	佐賀県	1	宮崎県	2
		宮城県	5	福島県	3	群馬県	1	神奈川県	6	石川県	1	長野県	4	愛知県	6	京都府	4	和歌山県	5	岡山県	1			愛媛県	2	長崎県	1	鹿児島県	1
						埼玉県	4									大阪府	4							高知県	4	熊本県	1	沖縄県	1

<sup>(\*2):</sup> 根室振興局、釧路総合振興局、十勝総合振興局、胆振総合振興局(除く勇払郡、虻田郡)、渡島総合振興局(除く二海郡)、上川総合振興局(うち上川郡、中川郡のみ)、日高振興局

# 名称·保険種目 選択種目7 油濁賠償責任保険

賠償責任保険 (油濁賠償責任保険)

▶ P36 ~ P37 参照

ローリーで配達中に誤って灯油が 河川に流出した。

お支払い例



不測かつ突発的な事故によってSS施設、または 配送時の配送先施設から石油物質が流出し、公 共水域(河川、湖沼、海、運河)の水を汚染したこ とによる他人の財物損壊・漁獲高の減少・漁獲物 の品質低下による漁業権侵害に関する賠償責任 や処理費用などを補償します。

補償の概要

В		<b>5,000</b> 万円	<b>5,000</b> 万円	100万円
Α	A 1億円		<b>1</b> 億円	100±m
21	1)	1事故につき	保険期間中通算	(1事故につき)
to d	タイプ	支払限	免責金額	

支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額

# 保険料 **20.000**円

Α В 10.000⊞

年間保険料(1SSあたり)

タイプ

徐々に油が流出した場合には、土壌eco保険があります。 出光保険サービスにお問い合わせください。

#### 選択種目8 (既加入者のみ)

# サイバーリスク保険

#### 賠償責任保険

(サイバーリスク保険(情報漏えい 限定補償プラン))

▶ P38 ~ P41 参照

・SSで扱っていたお客様の個人情報を従業 員が持ち出し、業者へ売却したことが発覚 し、被害者からSSに対しての損害賠償請 求がなされた。



・SSの業務用パソコンに不正アクセスが発 見され、コンピュータシステムの遮断対応 を外部委託する費用が発生した。

情報の漏えいまたはそのおそれに起因した損 害賠償責任や各種費用を補償します。

またサイバー攻撃に起因するサイバー攻撃対応 費用・再発防止費用等や訴訟対応費用などの 各種費用損害を補償します。

支払限度額 免責金額 (1請求・1事故につき) タイプ 賠償責任 費用損害 1請求·保険期間中通算 1事故·保険期間中通算 Α 3.000万円 300万円 10万円 В 1.000万円 100万円

選択種目8にご加入いただいた特約販売店様につきましては、P48掲載の サイバーリスク総合支援サービス内「緊急時ホットラインサービス」が無料 でご利用いただけます。詳細はP48をご参照ください。 (\*1)賠償責任・費用損害それぞれに適用

売上高	2億円以下	2億円超~ 5億円以下	5億円超~ 10億円以下	10億円超~ 20億円以下
Α	35,480円	85,700円	115,520円	147,450円
В	<b>27,580</b> 円	66,610円	89,770円	114,600円

売上高は最近の会計年度等における特約販売店様の法人としての 全売上高となります。(加入は特約販売店様単位となります。)

売上高20億円超の場合は、出光保険サービスまでお問い合わせくださ い。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売 上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の 数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすること になりますのでご注意ください。

※新規のご契約を停止させていただきます。 ご加入希望の場合は出光保険サービスへご相談ください。

# 選択種目9

# 動産総合保険 洗車機上乗せ補償

動産総合保険

▶ P42 ~ P43 参照

洗車機が当て逃げにあい破損し、 修理費用が発生した。



基本種目6の動産総合保険で補償の対象となって いる「洗車機」の支払限度額を引き上げます。

タイプ	保険金額(1事故)	免責金額 (1事故につき)(*1)
S	+ <b>750</b> 万円	
A	+ <b>500</b> 万円	<b>5</b> 千円
В	+ <b>250</b> 万円	

(\*1) 1事故で損害の額が保険金額または保険価額のいずれか低い額以上と なる場合は、免責金額の適用はありません。

タイプ	保険料
S	<b>21,000</b> 円
Α	<b>14,000</b> 円
В	<b>7,000</b> ⊟

※基本種目をCプランでご契約の場合は選択種目9にご加入いただ けません

# 選択種目10

# 代車費用限度 上乗せ補償

賠償責任保険

(自動車管理者賠償責任保険(使用 不能損害担保特約条項部分))

▶ P42 ~ P43 参照

SS業務でお客様か	
ら預かった車をぶ 🧸 🌘	1
つけてしまい、代車	
費用が高額化した。	
Res .	

基本種目4の賠償責任保険・自動車管理者賠償 の使用不能損害 (P4) の支払限度額を引き上げ ます。

タイプ	1台あたり	1事故·保険期間中通算
Α	+ <b>10</b> 万円	+ <b>20</b> 万円
В	+ <b>10</b> 万円	_
С	+ <b>20</b> 万円	-
D	+ <b>30</b> 万円	_

(基本種目の自動車管理者賠償・使用不能損害(P4)の支払限度額に上記 金額を加算します。)

タイプ	保険料
Α	10,000円
В	6,000円
С	12,000円
D	18,000円

# 選択種目11

# 全損時対応費用補償

#### 賠償責任保険

(全損時対応費用特約条項(施設賠 償用·生産物賠償用·自動車管理者 賠償費用))

▶ P42 ~ P43 参照

SS業務でお客様から預かった車を ぶつけてしまったが、お客様の車の 時価額を超える修理費が発生した。



基本種目1・2・3の施設賠償責任保険と生産物賠 償責任保険と自動車管理者賠償責任保険の保険 金のお支払い時に、車の修理費が時価額を超える 場合において、その差額分を補償します。 なお、修理しない場合は補償の対象となりま せん。

タイプ	イプ 1台 1事故	
Α	全損時対応費用の額または <b>50</b> 万円のいずれか低い額	50万円

タイプ	保険料
Α	97,790⊟

名称·保険種目	お支払い例	補償の概要	支払限度額等タイプ・保険金額・免責金額			プ・保険金額・免責金額 年間保険料(1SSあたり)		<b>ニ</b> り)		
選択種目 <b>12</b>	SSの従業員が仕事中に交通事故		支払限度額(1口あたり) 免責金額			人数	保険料	人数	保険料	
	に遭ってケガをした		死亡·後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)	707.2	2人	5,500円	人8	<b>22,000</b> 円
交通事故傷害			260万円	1,800円	1,200円	なし	3人	8,250円	9人	24,750円
							4人	11,000円	10人	27,500円
総合生活保険				のお支払い額は、入® 含(入院中以外の手線			5人	13,750円	11人	30,250⊟
		: SS業務に従事する役員・従業員(パート・アルバ ::	ちされいの対象外の毛術があります   6人   <b>16.5</b>	術) または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等 お支払いの対象外の手術があります。		16,500円	12人	33,000円		
		イト含む)がSS業務に従事中に交通事故等に よって被った損害。				ント 交代 (注2)保険 りま (注3)加入 (注4)住居	は1日当たりの延べ人数 は制の場合7人とする) 食金額は、前年度始期日 す。 しは8口が限度。	でとします。 時点の加入 就業中とそ	です。最高稼動人数のカウ (午前中3人、午後4人の2 者数に応じて調整しておれ以外の場合との区別が けません。	
▶ P44 ~ P45 参照										
選択種目13	SSの従業員が仕事中ケガをした		支払限度額(1口あたり) 免責金額			人数	保険料	人数	保険料	
			死亡·後遺障害	入院日額(*1)(1日あたり)	通院日額(1日あたり)	757.20.00	2人	10,440円	人8	41,760円
普通傷害			<b>445</b> 万円	3,000⊞	2,000円	なし	3人	15,660円	9人	46,980円
			1.0,513	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,		:   /	20 880¤	101	52 200¤

▶ P44 ~ P45 参照

SS業務に従事する役員・従業員(パート・アルバ イト含む) がSS業務に従事中に急激かつ偶然な 外来の事故によって被った損害。

**445**万円 3,000⊞ 2,000⊞

(\*1)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手 術) または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等 お支払いの対象外の手術があります。

人数	保険料	人数	保険料
2人	10,440円	8人	41,760円
3人	15,660円	9人	46,980円
4人	20,880円	10人	<b>52,200</b> 円
5人	26,100円	11人	57,420円
6人	31,320円	12人	62,640円
7人	36,540円		

- (注1)人数のカウントは、最高稼動人数とします。最高稼動人数のカウ ントは1日当たりの延べ人数とします。(午前中3人、午後4人の2 交代制の場合7人とする)
- (注2)保険金額は、前年度始期日時点の加入者数に応じて調整しております。 (注3)加入は5口が限度。
- (注4)職種級別Aを適用(\*1)しています。
- (\*1)普通傷害保険料は職業・職務によりA・Bいずれかの職種級別に 分類され、保険料が異なります。記載保険料は職種級別A(事務 従事者・販売従事者)の方を対象としたものです。職種級別B(自 動車運転者等)の方はお問い合わせください。住居と職場を同じ くする方、就業中とそれ以外の場合との区別が明らかでない職種 の方は、ご加入いただけません。

# 選択種目14

# 借用不動産 損壊担保特約

賠償責任保険 (施設賠償責任保険)

総合生活保険

その復旧費を負担することに なった

賃借している建物が火災にあい、

業務の遂行のために日本国内において他人から 賃借する借用不動産を不測かつ突発的な事由に より滅失、破損または汚損(以下「損壊」といいま す。) した場合において、借用不動産の貸主に対し て記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担 することによって被る損害。

支払限度額(1事故) 免責金額 ①火災、破裂・爆発、水漏 れ、騒じょう等、労働争 議にともなう暴力行為・ 2,000万円 破壊行為:0円 ②上記以外: 1事故**10**万円

保険料 10,000円

▶ P46 ~ P47 参照

償責任保険

基本種目

5 自

理

等

加入プランにより、補償範囲が異なりますので、P4~P5でご確認ください。詳細は、約款をご確認ください。

※当項目においては、上記の保険商品について次の表記とさせていただきます。施設賠償責任保険→施設特約、生産物賠償責任保険→生産物特約、自動 車管理者賠償責任保険→自動車特約、受託者賠償責任保険→受託者特約

#### 保険金をお支払いする場合

#### この保険は、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担 することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、他人の身体の障害や財物の損壊などの所定の事故が保険期 間中に日本国内において生じた場合に限ります。

賠償責任保険における被保険者(補償を受けることができる方)は、 記名被保険者に加え、その役員・使用人が含まれます。

- (1) 記名被保険者が所有、使用または管理するサービスステー ション施設(以下「SS施設」といいます。)、およびSS敷地内 で遂行される業務(対象となる業務は本冊子冒頭の「ご加入 にあたって」をご覧ください。以下「SS業務」といいます。)の遂 行に起因して他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を 損壊した場合(施設特約)
- (2)SS業務の遂行に伴い、販売・提供・供給される財物(以下 「生産物」といいます。)や、SS業務の結果に起因して仕事の 終了・引渡し後に他人の身体、生命を害しまたは財物を損壊 した場合(生産物特約)
- (3) SS業務のために預かった対象自動車(\*1)を管理中(\*2) に損壊・紛失し、または、盗取・詐取されたこと等の事故(\*3) により、対象自動車の正当な権利者に対し賠償責任を負担 した場合(自動車特約)
  - (\*1)対象自動車の定義は以下の通りです。

記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所 有する自動車または原動機付自転車本体と付属品を いい、自動車・原動機付自転車の運行に関連するデー タ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を含みます。な お、次のものは付属品に含まれません。

- ・燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ・法令により自動車または原動機付自転車に定着また は装備を禁止されている物
- ・通常装飾品とみなされる物
- · 看載物
- (\*2)SS施設内で管理中の事故のほか、SS業務の遂行の 通常の過程として一時的にSS施設外で管理されてい る間の事故も対象となります。
- (\*3)事故の定義は以下の通りです。

対象自動車を損壊(減失・破損・汚損)、紛失もしくは 盗取、詐取されること、または対象自動車の損壊を伴わ ずに、自動車・原動機付自転車の運行に関連するデー タ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を滅失・破損す ることをいいます。

- (4)記名被保険者が対象自動車を管理中に損壊または紛失し、当 該自動車の使用不能による損害が発生した場合。ただし、使用 不能が発生した日からその日を含めて4日目以降30日目までの 期間内に生じたものに限ります。なお、被害者が事故発生を知 らなかった期間に発生していた使用不能損害は補償対象とは なりません。(自動車特約使用不能損害担保特約条項)
  - ※盗取、詐取により発生した使用不能損害については、基本 の自動車特約にて補償の対象となっています。
- (5) SS業務を遂行するために、SS敷地内において、記名被保険者が 他人から一時的に預かり管理している財物を損壊、紛失または盗 取・詐取されたことにより、これらの財物の正当な権利者に対し賠 償責任を負担した場合(受託者特約)(\*4)
  - (\*4) Aプラン、Cプランにご加入の場合のみとなります。

なお、お客様の自動車を運転中の事故によって、他人 (\*5)に損害を与えた場合は、選択種目1(受託自動車 保険)への加入が必要となりますので、ご注意ください。 (→P12~P13)

(\*5)他人とは、SSの敷地内外にいるお客様、通行人、付近 の住民などを指します。

### お支払いする保険金、お支払い方法

- (1)次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。
  - ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費
    - ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじ め引受保険会社の承認が必要になります。
  - ②万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
    - ※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。
  - ③損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受 けられる場合に、その権利の保全または行使手続き、または既に発 生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要 または有益な費用

※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。

④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段 を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、支出した応 急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または引受保険会 社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当 たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社 への協力のために支出された費用

- (2)保険金のお支払い方法
  - ・上記(1)①の損害賠償金は、その額から免責金額を控除して支払 限度額を限度にお支払いします。自動車特約(基本)・受託者特約 については、それぞれ、支払限度額の内枠で、対象自動車・受託物 の時価額が限度となります。
  - ・上記(1)②~⑤の費用については、実額をお支払いします。ただし、 ②の争訟費用について損害賠償金の額が支払限度額を超える場 合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお 支払いします。
  - ※自動車特約(使用不能損害担保特約条項)については、所定の 期間内に生じた損害額に対して支払限度額を限度にお支払い いたします。
- ●お支払いについて
- (1)他人の身体の障害または財物の損壊等の所定の事由について被保 険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のみ を補償します。

また、自動車特約、受託者特約において、法律上の損害賠償金につ いて支払う保険金の額は時価額を限度とします。

- (2) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約 等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づ いて保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
  - 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を 差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保 険金をお支払いします。
- (3)施設特約、生産物特約、自動車特約、受託者特約には、保険期間中 通算での支払限度額が設定されています。追加保険料をお支払いい ただくことにより、限度額を事故発生前の金額まで復元することができ ますので、出光保険サービスまでお問い合わせください。

# 保険金をお支払いしない主な場合

- (1)全ての特約に共通のもの
  - ①お客様から預かった自動車で事故を起こした場合の、他人の身体や財物への損害(基本種目の自動車特約で補償されるのは、預かった自動 車そのものの損害のみとなります。他人の身体や財物に対する損害は選択種目1の受託自動車保険で対象となります。)
  - ②法律で定められた責任以上に重い責任を負担することに伴う損害(道義上の見舞金。迷惑料、過剰な修理、法律を上回る重い責任を課した契約 等)
  - ③SS業務以外の業務に関する事故(中古車販売業務等。ただし認証工場業務、指定工場業務、移動鈑金業務、併設ショップにおける商品 提供・販売業務は選択種目3・4で補償の対象となります。)
  - ④灯油、重油などの配達時に行なう暖房器具、配管などの修理、点検作業に起因する賠償責任
  - ⑤保険契約者または被保険者の故意
  - ⑥排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
  - ⑦被保険者と同居する親族に対する賠償責任
  - ⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
  - ⑨使用人の業務従事中の身体障害(死亡・傷害・疾病など)に起因する賠償責任
  - ⑩地震、噴火、洪水、津波または高潮(ただし、台風などによる風災で生じた事故については、法律上の損害賠償責任が発生する場合は保険 金お支払いの対象となりますので、ご相談ください。)
  - ⑪核燃料物質、核原料物質などの有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害
  - (12)サイバー攻撃

(2)施設特約に固有のもの

- ①SS施設の新築、修理、改造または取り壊しなどの工事に起因する損害
- ②自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における車両・船(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)・動物の所有、使用または管 理に起因する損害
- ③石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ④汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出に起因する損害・汚染浄化費用(ただし、賠償責任について、突発的な事故を原因として不測 かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑤石油物質がSS施設から海や河川などの公共水域に流出した場合に、水の汚染によって発生した他人の財物の損壊または漁獲高の減少、漁獲物の 品質低下に起因する損害および処理費用(これらの損害については、選択種目7油濁賠償責任保険で対象となる場合があります。)
- (3) 生産物特約に固有のもの
  - ①販売した生産物(石油製品、自動車部品など)に欠陥があったときの、生産物そのものの損壊・使用不能について賠償責任を負うことによる損害 ②SS業務の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた(加えられるべきだった)財物の損壊・使用不能について賠償責任を負うこと
  - (例) エンジンオイルエレメントを交換した際、エレメントの締め付け不良のためにオイル漏れとなりエンジンが焼き付いた場合の、エレメント代とオイル代
  - ③石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
  - ④汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出に起因する損害・汚染浄化費用(ただし、賠償責任について、突発的な事故を原因として不測 かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- (4)自動車特約(使用不能損害担保特約条項を含む)に固有のもの
  - ①預け主に引き渡した後に発見された対象自動車の損壊もしくは紛失または盗取・詐取等の事故(\*2)
  - ②修理、点検もしくは加工に関する技術の拙劣または仕上不良による対象自動車に生じた事故(\*2)(ただし、これらの事由により火災もしく は爆発が発生した場合の損壊は除きます。)
  - ③対象自動車以外の預かり物の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(\*2)(Aプラン、Cプランの場合は、受託者特約でお支払い対象となりま す。(\*3))
  - (\*3)お支払いの対象とならない物も有りますので、下記(5)受託者特約に固有のものをご参照ください。詳細は保険約款によります。
  - ④SS業務以外の業務に関して預かった車両の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(\*2)(選択種目でお支払い対象となるものがあります。)
  - ⑤代車費用のうち、お客様や修理工場の個別事情で加重された費用
  - ⑥保険契約者または被保険者が行い、または加担した対象自動車の盗取・詐取に起因する損害
  - ⑦記名被保険者の使用人が所有する対象自動車の損壊・紛失・盗取・詐取等の事故(\*2)(ただし、その使用人が対象自動車を管理してい る間に生じた事故に限ります)
  - ⑧次の者が対象自動車を運転している間に生じた事故
  - ア.法令に定められた運転資格を持たない者
  - イ.麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ・シンナー等を使用した状態の者
  - ウ.酒気を帯びた者(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態の者をいいます。)
  - ⑨対象自動車の時価を超える損害賠償金(使用不能損害担保特約条項部分を除く)
  - ⑩記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車または原動機付自転車(他人に使用さ せる目的の物を除きます。) およびこれらの車両の付属品に生じた事故
  - ①対象自動車に定着されていないカーナビ・ETC車載器・ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた事故の単独損害(対象自動車 の他の部分と同時にまたは火災・爆発によって発生した場合を除きます。)
  - (\*2)事故の定義は以下の通りです。
  - 対象自動車を損壊(滅失・破損・汚損)、紛失もしくは盗取、詐取されること、または対象自動車の損壊を伴わずに、自動車・原動機付自 転車の運行に関連するデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を滅失・破損することをいいます。
- (5)受託者特約に固有のもの
  - ①貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、動物、植物、土地およびその 定着物その他これらに類する受託物、および積載物に該当しない自動車・原動機付自転車等の車両の損壊、紛失または盗取・詐取
  - ②預け主に引き渡した後に発見された受託物の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する損害
  - ③受託物の性質による蒸れ・かび・変色・さび・汗ぬれ・腐敗、自然の消耗、ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の現象による損害、自然 発火または自然爆発した受託物自体の損壊
  - 4保険契約者または被保険者が行い、または加担した盗取・詐取
  - ⑤保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊・紛失・盗取・詐取
  - ⑥受託物の使用不能、受託物の時価を超える損害賠償金

等

#### 保険金をお支払いする場合

#### この保険は、以下のような事故によって、SS敷地内の以下の保険の対象が損害を受けた場合に補償します。

- ①火災、爆発、落雷などによる損害
- ②車両などの衝突による破損
- ③台風、強風、洪水、高潮などの風水害による損害
- ④盗難、いたずらなどによる損害
- ⑤その他不測かつ突発的な事故
- ※上記に該当する場合でも、約款の「保険金を支払わない場合」に該当する場合は保険金をお支払いしません。
- ※損害発生、拡大の原因が給油所スタッフ以外の第三者にあり、その第三者が判明している場合は損害賠償の請求をしていただくことと なります。

#### 保険の対象

基本種目6

SSの所有、または出光興産から貸与された以下のものに限定。

計量機、タッチパネル、釣銭機、油面計、POS機器一式(付属する専用回線を含みます)、コンプ レッサー、オートリフト、ガレージジャッキ、チェンジャー類全般(例:オイルチェンジャー、タイヤチェン 機器 ジャー、ATFチェンジャー、LLCチェンジャー、ブレーキフルードチェンジャー等)、車内掃除機、洗車 機、充電器、ホイールバランサー、オイルサービスセット、高圧洗浄機、発電機、チュンナップテス ター、LLCクリーニング機、エアータワー、アイランドサービスユニット

什器

照明器具・屋外照明用器具(キャノピーの内側に取り付けられた照明用機器を含みます)、サイ ンポール、警備機器一式(監視カメラおよびドライブユニットを含みます)、ドラムキャビネット、オイ ルキャビネット、オイルショーケース、給気塔、給水塔、排気塔、ネオンサイン・看板類(SS業務に 関連するものに限る)

保険の対象とならない主なものは以下の通りです。

自動販売機、ジュークボックス、レジスター等の現金保管機器(\*1)、リース物件(\*2)、併設ショップ業務に使用する什器備品、現金、有価証 券、上記「保険の対象」となる什器備品以外の業務用什器・備品・商品ケース、工具類、防火壁、キャノピー、基礎工事部分、商品、第三者の

(現金、商品等の盗難については、盗難補償の補償対象となる場合があります。詳しくはP24~P25盗難補償をご覧ください。)

- (\*1)現金保管機器の盗難による損害の場合は、盗難補償で補償対象となります。詳しくはP24~P25盗難補償をご覧ください。
- (\*2)リース物件に関する事故はこの保険の補償対象となりませんのでリース会社に報告してください。

ただし、リース期間が終了した再リース物件の場合で、他に保険がない場合は、保険の対象に含まれます。その場合は、規定損 害金の額を基準に損害の額を決定します。

# お支払いする保険金、お支払い方法

(1)次のような保険金や諸費用をお支払いします。

- ①損害保険金
  - 保険の対象について発生した損害について保険金をお支払いします。 お支払いする損害保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保
  - 険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
  - (全損の場合)保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。
  - (分損の場合)通常の修繕費の額を損害額とし、免責金額を控除してお支払 いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険 価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を 損害額とします。
- ※修繕費には部品の交換費、分解・組立費、給油計量機の検定費などが含まれま す。そのうち、検定費については、新検定期間(前回の検定から次回の検定まで の期間)に対する未経過検定期間の割合をもってお支払いします。
- なお、消防署等監督官庁に対する申請手続き等に要する費用はお支払いしませ
- ※保険価額とは保険の対象ごとに次の金額のことをいいます。
- ・再リース物件の場合:損害が生じた時における保険の対象にかかる規定損失 金(規定損害金)の額
- ・上記以外の場合:損害の生じた地および時における保険の対象と同一の構 造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から使用による 消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額

給油計量機の保険価額には次の算式に従い給油計量機の検定にかかわる費 用も含まれます。

保険価額に含まれる検定費=

事故発生時から次回検定までの期間 既往直近の検定費× 既往直近の検定から次回検定までの期間

②残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用をお支 払いします。

ただし、損害保険金の10%を限度として実費をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超過す る場合にもお支払いします。

③損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合(水災による損害を除きます)に、損 害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで、必要または有益であっ たものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額 を差し引いた残額を限度にお支払いします。

④権利保全費用

引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損 害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手 のために必要な費用をお支払いします。

- ●お支払いについて
- (1)この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。
- (2)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいま す。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
  - 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金 をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
  - 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた 残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- (3)保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有 効です。

①契約者・被保険者またはそれら以外の保険金を受 け取るべき者(これらの者の法定代理人を含みま す。)の故意、もしくは重大な過失または法令違反に 起因する損害

保険金をお支払いしない主な場合

- ②戦争、その他類似の事変または暴動に起因する損
- ③地震、噴火、またはこれらによる津波による損害
- ④計量機などの機器・什器・備品の基礎工事部分の
- ⑤自然の消耗、さび、かび、変質、変色などによってそ の部分に生じた損害
- ⑥保険の対象のかしによって生じた損害
- ⑦電気的事故、機械的事故に起因する損害(火災ま たは破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的 な外来の事故の結果として発生した場合を除きま
- ⑧修理、清掃等の作業上の過失、または技術の拙劣 に起因する損害(火災または破裂・爆発が発生した 場合を除きます。)
- ⑨単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支 障をきたさないもの
- (これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を
- ⑩真空管、ブラウン管、電球などの管球類のみに生じ た損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受 けた場合を除きます。)
- (1)サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれ かに該当する場合を除きます。
- ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発 が発生した場合
- ・保険契約者または被保険者が個人(個人事業主 を除きます。)の場合

(\*1) 地震・噴火またはこれらによる津波による損害に ついては、選択種目6で補償を追加できます。

#### 保険金をお支払いする場合

#### この保険は、以下の保険の対象が盗難に遭った場合の損害を補償するものです。

※盗難とは、「強盗もしくは窃盗またはこれらの未遂」のことを指し、万引き、入れ逃げ、横領、紛失、詐欺、受渡の誤りなどは含まれません。 ※盗難によって、以下の | 保険の対象 | に生じた損傷、汚損などの損害も補償の対象となります。(ただし、盗難のために生じた火災・爆発 による損害は対象外となります。)

#### 保険の対象

盗難補償

基本種目7

ガ

ラス補

償

基本種目8

ョン特約

建

ス用 付

- (1)SS敷地内(\*1)のSS建物内またはSS敷地内(\*1)に所在する入金機および計量機内に、保管されている現金・小切手等(\*2)のう ちSS所有者等が所有するもの(SS敷地内にない本社等事務所内の現金・小切手等は対象外となります。)ただし、帳簿等により損害 額が明確に証明されない場合にはお支払いができない場合があります。
- ①入金機および計量機内に保管される現金・小切手等は、SSの営業時間中に現金を専ら保管することを目的とする施錠ができる部分 に保管されているものに限ります。
- ②他人から預かったものは除きます。(ただし、出光興産に属する売上金、自動車重量税、保険料などSSで行なわれる業務に関連して第 三者への支払いまでの間に顧客から一時的に預かった現金・小切手は対象となります。)
- (2)SS敷地内(\*1)に所在する現金・小切手等(\*2)を保管するための金庫(耐火定置式の金庫または手提げ金庫等可動式の金庫)、レ ジスター、プリペイドカード発券機
- (3)SS敷地内(\*1)に所在する販売用商品
- ①受託商品を含みます。
- ②開封した容器に入っている石油類などは除きます。
- (\*1)併設ショップ内に保管・設置されている物は、保険の対象に含まれません。
- (\*2)現金・小切手等とは以下のものに限ります。

現金(外国通貨を含み、古銭類を含まない貨紙幣をいいます。)、小切手(SS所有者等自身が振り出した小切手を含みません。)、 apollostationキャッシュプリカ、テレホンカード、クオカード、ポイントプレゼント用図書券またはSSにて、利用可能なクレジットカード会社 発行のギフトカード、地域振興券

# お支払いする保険金、お支払い方法

(1)次のような保険金や諸費用をお支払いします。 ①損害保険金

保険の対象について盗難により発生した損害について保険金をお支払いします。

保険の対象の保険価額を基準に損害額を計算します。 お支払いする保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、

保険価額を限度とします。

(全損の場合)保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。

(分損の場合)通常の修繕費の額を損害額とし、免責金額を控除してお支払いします。ただし、修 繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当 する額を控除した額を損害額とします。 ※保険価額とは販売用商品の場合は損害の生じた地および時における保険の対象の価額また

は商品原価のいずれか低い額のことをいい、販売用商品以外のものの場合は損害の生じた地 および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するの に要する額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

②防盗機能回復費用

保険の対象に記載された動産を収容するサービスステーション敷地内に所在する建物のドア・ ガラス・これに付属する窓枠、ドア枠、鍵、またはとってが盗難によって損害を受けた場合にその部 位の防犯機能を回復するために必要な修復費用を損害額に含めてお支払いします。

- ③盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収さ れた場合は、回収のために必要な費用(ただし、保険価額を限度とします。)を除き、盗取の損害は 生じなかったものとみなします。
- 4)損害拡大防止費用 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用 のうちで、必要または有益であったものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損 害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。

⑤権利保全費用

引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられ る権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

●お支払いについて

(1)この保険契約と重複する保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)が他にある場合 には、他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合に、その超過部分について お支払いします。ただし、選択種目5の補償にご加入される場合は、選択種目5より本保険が優先されます。

(2)保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、保険 金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価額)に相当 する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

#### (1)保険の対象以外に生じた損害 例えば、以下のものは「保険の

保険金をお支払いしない主な場合

対象」には含まれません。 有価証券(1.保険金をお支払い する場合保険の対象(1)(\*2) に掲げる小切手等は保険の対 象に含まれます。)、高速道路回 数券、印紙、切手、証書、帳簿、 宝石、美術品、設計書等 従業員個人の所有物 等

- (2) SS敷地内以外にある現金・小 切手等の盗難(SSとは別敷地 内の本社建物内保管中、集金 中、銀行への輸送中 等 ただ し、選択種目5で補償をご用意し ています。) による損害
- (3) SSの従業員などが行なった、ま たは加担した盗難による損害
- (4)保険契約者、被保険者またはこ れらの者の法定代理人の故意 もしくは重大な過失、法令違反 による損害
- (5)戦争、暴動、内乱などの際に生じ た盗難による損害
- (6) 地震、津波などの際に生じた盗 難による指害
- (7) 現金・小切手等が営業時間外 に金庫(手提金庫を除きます) POSレジ、施錠された建物内に 収容されていた手提金庫または プリペイドカード発券機に保管さ れていなかった場合 쏰

# この保険は、以下の一保険の対象」となるガラスが不測かつ突発的な事故により破損した場合に保険金をお支払いします。

(詳細については約款をご覧ください。)

※ただし、原因が給油所スタッフ以外の第三者にあり、その第三者の身元が判明している場合は損害賠償の請求をしていただくこととなり ます。

#### 保険の対象

- (1)SS建物1階および2階の外面窓ガラス(オートリフト室面のガラスを含みます。)、外面ドアガラス(文字入れ費用、ガラス取付費用も補 僧の対象となります。)
- ※併設ショップ内ガラスは補償の対象外となります。
- (2)保険の対象であるガラスに付属する窓枠・ドア枠・かぎ・とって(ただし、ガラスが損傷を受けた場合に限ります。)

(1)次のような保険金や諸費用をお支払いします。

保険の対象について発生した損害について損害保険金をお支払いします。 1枚あたりの損害保険金の額はご加入タイプごとに設定されている限度額が限度となり、お支払いする損害 保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

(全損の場合)保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。 (分損の場合)通常の修繕費の額を損害額とし、免責金額を控除してお支払いします。ただし、修繕の結 果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除し

た額を損害額とします。 ※保険価額とは保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。 ただし、次の場合には、時価支払額(新価保険特約が付帯されないものとして算出した損害保険金の額をいいま す。以下同様とします。)によって保険金をお支払いします。ア・復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合 イ. 損害が生じた日から2年以内に復旧を行わない場合 ウ.再調達価額により算出した損害保険金 の額が時価支払額より低い場合

②臨時費用保険金(\*1) 損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1 事故につき1敷地内ごとに100万円を限度とします。
③残存物取片づけ費用保険金(\*1)

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用の実費をお支払いしま

す。ただし、損害保険金の10%を限度とします。 ④損害拡大防止費用 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで、必要または有益であったものを保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価 額)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。

⑤権利保全費用 引受保険会社が保険金の支払いと引き換えに取得する保険の対象について被保険者が第三者に対して有する債権の保全または行使のために必要な費用の実額をお支払いします。 (\*1)②臨時費用保険金と③残存物取片づけ費用保険金と①損害保険金との合計が保険金

額を超過する場合にもお支払いします。 ●お支払いについて

(1)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合 は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

指数の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合。 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この 保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ※P25盗難補償の「防盗機能回復費用」と重複する場合はこちらの保険でのお支払いを優先します。 (2)保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。

- (1)保険の対象以外に生じた損害 (外面ガラスに当たらない建物の 室内のガラス 等)
- (2) 火災による損害
- (3)地震・噴火またはこれらによる津 波・洪水などの水災によって生じ た損害(風災による事故はお支 払い対象となります。)
- (4)戦争、暴動、内乱によって生じた
- (5)契約者、被保険者、それら以外 の保険金を受け取るべき者また はこれらの者の法定代理人の故 意もしくは重大な過失または法令 違反による損害 等

もっと安心な補償

ヘカスタマイズ

#### 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金、お支払い方法 この保険は、火災 (1)次のような保険金や諸費用をお支払いします 0代替計量機費用 などの事故により 企 「保険金をお支払いする場合」に記載の事故により給油計量機(リース物件も含む)が損傷を受け、復旧期間内に代替計量機を使用した場合、必 給油計量機が損傷 ||業財産 要となった代替計量機の賃借料、運賃、取り付け、取り外し費用等代替計量機借り入れに伴って発生する通常要する費用を以下の金額を を受け、復旧期間 限度にお支払いします。(あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。) 中に代替計量機を 50万円(保険期間中支払限度額) 使用した場合に発 ・スタンダードタイプ 包括保険 生した通常要する 30万円(保険期間中支払限度額) 追加費用や、SS敷 注1(限度額について 上記の限度額は保険期間中通算での限度額です。 地内の建物および 注2(賃借期間について 設備などが損傷を (表情初記)で お支払い保険金算定の際の賃借期間については、損傷した給油軽量機の復旧期間内とします。復旧期間とは、事故が発生した時 受けSSが休業ま から損害を受けた給油軽量機が復旧された時までをいいます。ただし、事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められ る期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、12ヶ月をこえないものとします。 たは営業を阻害さ 注3 (免責日数について) 風災、雹災、雪災、水災によって損害が生じた場合は、事故発生日を含む3日間に生じた費用は保険金お支払い対象となりません。 れたために生じた 利益損失に対して 注4 損害発生直前の状態に復旧するために要する費用は支払いません。(動産総合保険・基本種目6で対象となる場合があります。) ②休業見舞会 休業見舞金をお支 保険金をお支払いする場合に記載の事故により、保険の対象が損害を受け、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた 自9 払いします。 損失に対して1回の事故につき、次の①および②の合計額を損害保険金として支払います。 1日あたりの見舞金に復旧期間内の休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧 期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた額を限度とします。 ② 休業日数短縮費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。 1日あたりの見舞金 ・ワイドタイプ 图00000円 ・スタンダードタイプ 55.000円 注1 (休業日数) (水学日数) (東日期間内の休業日数(定休日を除きます。以下同様とします。) をいいます。 ただし、一部休業の場合は、売上減少高等を考慮して公正に休業日数の調整を行うものとします。 なお、休業日数は、1回の事故につき30日を限度とします。 注2(免責日数) 、冷泉、電災、雪災、水災によって損害が生じた場合は、事故発生日を含む3日間は保険金お支払い対象となりません。 ③請求権の保全・行使手続費用保険金 代替計量機費用または休業見舞金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な 手続きをするための費用をお支払いします(実費をお支払いします。) ④損害拡大防止費用保険金 ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 消火活動に使用したことにより損傷した物(\*1)の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(\*2) (\*1)消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。 (\*2)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝 礼に属するものは含まれません ⑤安定化処置費用保険金(安定化処置費用補償特約) 保険の対象(f.を除く)のうち被保険者が所有するものが、保険金をお支払いする場合の事故により被災した場合に、さびや腐食などによる損害の発 生または拡大を防止するためにベルフォア社が実施した必要または有益な「安定化処置」の費用を、1事故あたり5,000万円を限度にお支払いします。 注1(安定化処置) さびや腐食の進行を防止するための処置または落下物からの衝撃に対する保護処置などの現状を安定化するための処置をいいます。 、ことでいる。 「安定化処置費用補償特約」は、被災時にベルフォア社のサービスを必ずご提供することをお約束するものではありません。また、広域災害発生時等には、ベルフォア社のサービスがすべての利用者に迅速にご提供できない場合があります。 保険の対象 a. 加入依頼書記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分 b. 加入依頼書記載の敷地内に所在する、被保険者が占有する物 c. 加入依頼書記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 d. a.s.たはc.に規定するものに隣接するアーケード(屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。 以下d.において同様とします。)またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 e. a.s.たはc.に規定するものへ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物 f. a.およびc.と配管または配線により接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備および これらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの 保険金をお支払いする場合 (1) 車両(その積載物を含みます。)の衝突・接触 (2)火災、破裂·爆発 (3)落雷

(4) 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下

働争議に伴う暴力行為または破壊行為を含みません。)

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

7)台風・暴風雨・豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなどの水災

(8) 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等(9) 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(10)騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為(ただし、被保険者または被保険者側に属する者の労

損害額がら既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(5) 台風・せん風・暴風などの風災、雹災

保険金をお支払いしない主な場合

- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意、重過失、法令違反より生じた損失および代替計量機費用 (2)戦争、革命、内乱などによる損失および代替計量機費用
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損失および代替計量機費用
- (4) 法令などの規制による損失および代替計量機費用
- (5)保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業によって生じた損失および代替計量機費用
- (6) 保険の対象が自然発熱によって生じた損失および代替計量機費用
- (7)サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害により生じた損失および代替計量機費用(サイバー攻撃によって、保険の対象)に記載のa~eにつ いて火災、破裂・爆発が生じた場合を除きます。)

等

う 車検

択種目

#### 保険金をお支払いする場合

SSでお客様から給油、洗車、軽整備等のSS業務のた めに、自動車を預かったときから(車検代行・整備等の 斡旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含 みます。)、SS業務を終了しお客様に引き渡すまでの 間に生じた対人賠償損害、対物賠償損害、および自損 事故傷害を補償します。

なお、認証工場・指定工場での車両整備業務等のために 預かった自動車での事故による対人賠償損害、対物賠 償損害、自損事故傷害はこの保険ではお支払いの対象 とならないため、ご注意ください。(これらの業務について は、選択種目2で補償をご用意しています。)

#### お支払いする保険金、お支払い方法

(1)次のような保険金や諸費用をお支払いします。

①対人賠償責任保険

給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整 備等の斡旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。) の使用・管理に起因した事故で歩行者や他の車の搭乗者などを死傷 させて法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険等の強制 保険で支払われる金額を超過する部分について、相手方1名あたりご 加入の保険金額の範囲内で保険金(\*1)をお支払いします。

(\*1)保険金には、損害賠償金の他、損害防止費用、請求権の保全・ 行使手続費用、緊急措置費用を含みます。 その他、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、訴訟による遅延損 害金をお支払いできる場合があります。また、被害者が死亡した場合は、 対人臨時費用保険金(相手方1名につき、15万円)をお支払いします。

②対物賠償責仟保険

給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整 備等の斡旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。) の使用・管理に起因した事故で他人の財物(自動車、家屋、電柱など) を損壊したり、線路に立入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上 の損害賠償責任を負担する場合、免責金額を上回る金額について保 険金額の範囲内で保険金(\*2)をお支払いします。

- (\*2)保険金には、損害賠償金の他、落下物取り片づけ費用、原因者 負担金、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、緊急措 置費用を含みます。また、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費 用、訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。 相手方の車の時価額を超える修理費については、差額分の修理 費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支 払いいたします(1事故につき相手方の車1台あたり50万円限度)。 ※損害が発生が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を 行った場合に限ります。
- 注1(対人事故で被害者が複数の場合)
  - 1回の事故で複数の被害者が発生した場合でも1事故あたりの保 険金額の設定はありません。
- 注2(保険期間中通算限度額について)

保険期間中の通算限度額の設定はありません。

③自損事故傷害特約

給油、洗車、軽整備等のSS業務のために預かった車(車検代行・整 **備等の斡旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。**) の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者または乗車中の方が 自損事故等により死傷された場合で自賠責保険等の請求権が発生し ないときに保険金をお支払いします。詳細は約款をご確認ください。

- (2)免責金額
- ①対人賠償責任保険:設定はありません。
- ②対物賠償責任保険:詳しくはP13をご参照ください。
- ③自損事故傷害特約:設定はありません。
- ●お支払いについて
- 事故発生時の留意点

ご請求の際、事故証明が必要となりますので、必ず警察への届出を行なって ください。

#### 自賠責保険(強制保険)との関係

対人賠償事故の場合には、一般の自動車保険と同様に自賠責保険等の強 制保険が最初に適用されます。

従って、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、自賠責保険 等の強制保険で超過する損害をこの保険でお支払いすることになります。 なお自賠責保険等の強制保険は任意保険と違って、事故の有無によって 更新時の保険料が変動するということはありません。

この保険の被保険者(保険の補償を受けられる方)は次のとおりとなります。

対人賠償責任保険 1.加入依頼書に記載の給油業者(記名被保険者と 対物賠償責任保険 いいます。) およびその使用人 1.この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償 自損事故傷害特約 保障法上の保有者・運転者および乗車中の方

- 保険金をお支払いしない主な場合
- ②預かった車で仕事中の同僚を死傷させた場合

①預かった車以外の自動車による事故

- ③預かった車で他のお客様から預かった車に損害を与えた場合(基本種目 賠償責任保険自動車特約で対象となります。)
- ④自社のSSの建物、計量機、リフトなどに損害を与えた場合
- ⑤他人から借りている機械設備などに損害を与えた場合
- ⑥認証工場資格、指定工場資格に伴う整備作業のために預かった車で起こした事故(選択種目2で対象とできます。)
- ⑦法律トの賠償責任を超える損害
- ⑧通常の給油、洗車、軽整備等のSS業務の過程(車検代行・整備等の斡旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。)を 著しく逸脱した使途に使用されている間の事故による損害または傷害
- ⑨第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ⑩ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害
- ⑪地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ⑫台風、洪水または高潮によって生じた損害 等

もっと安心な補償へカスタマイズ 選択種目

認

場•指定工場•

移動鈑金向け保険(付帯)(以下生産物特約という)仕保険(以下生産物特約という)

証(供)

#### 保険金をお支払いする場合

#### 以下の事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害と自損事故傷害を補償します。なお、他

- 人の身体の障害や財物の損壊などの所定の事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り保険金をお支払いします。
- (1)認証工場・指定工場の施設の不備、認証工場・指定工場業務(注1)・移動鈑金業務(注2)の遂行に起因して他人の身体・生命を害 したり財物を損壊した場合の補償(賠償責任保険施設特約)
- (2)認証工場・指定工場・移動鈑金業務の遂行に伴い、販売・提供・供給される財物や、認証工場・指定工場・移動鈑金業務の結果に起 因して、仕事の終了・引渡し後に日本国内において他人の身体・生命を害したり財物を損壊した場合(賠償責任保険生産物特約)
- (3) 認証工場・指定工場・移動鈑金業務での作業のために預かった対象自動車を管理中(\*1)に生じた事故(\*2)により対象自動車の正 当な権利者に対する損害賠償責任を負担した場合や、それに伴い代車等使用不能損害(\*3)が発生した場合(賠償責任保険自動車
- (4)認証工場・指定工場・移動鈑金での作業のために預かった車の使用・管理に起因し、第三者の身体を害したり財物を損壊して、法律 上の損害賠償責任を負った場合や、自損事故等により死傷された場合の補償(整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険)

#### (注1)認証工場・指定工場業務とは

SS敷地内で実施される認証工場資格または指定工場資格による車両整備業務(車検のため陸運局などへの自動車持ち込み、持ち 帰り業務を含みます。ただし、鈑金・塗装業務、認証工場資格または指定工場資格の範囲を超える分解整備(注3)などの修理業務は 含みません。また、認証工場業務においては、指定整備工場で行なわれる業務も含みません。)

この保険の対象となるのは、SS敷地内にある認証工場・指定工場に限られます。

従って、SS敷地外にある認証工場・指定工場に関する各種保険については個別に出光保険サービスまでご相談ください。

#### (注2)移動鈑金業務とは

被保険者が他のSS施設にて実施する鈑金塗装業務。

移動鈑金業務については、実施施設ではなく実施使用人が所属するSS施設の保険で補償対象となります。

#### (注3)分解整備とは

[分解整備に該当するかどうかは、特定給油所技術委員会が国土交通省の確認のもとに作成した以下の定義に準拠します。]

- 1. 原動機を取りはずして行なう自動車の整備又は改造
- 2. 動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取りはずして行なう自動車の整備又は改造
- 3. フロント・アクスル(独立懸架装置を含む。)又はリヤ・アクスル・シャフトを取りはずして行なう自動車(二輪の小型自動車を除く。)の 整備又は改造
- 4. かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、パワー・ステアリング装置又はかじ取りホークを取りはずして行なう自動車の整 備又は改造
- 5. 制動装置のマスタ・シリング、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ、チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレー キ・ドラムを除く。) 若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取りはずし、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するため にブレーキ・シューを取りはずして行なう自動車の整備又は改造
- 6. 緩衝装置のシャシばね、スタビライザ、トルク・ロッド又はショック・アブソーバを取りはずして行なう自動車の整備又は改造
- 7. 牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置を取りはずして行なう自動車の整備又は改造

出典元:平成12年度版「自動車整備関係法令と解説」

- (\*1)SS施設内で管理中の事故のほか、認証工場・指定工場・移動鈑金業務の遂行の通常の過程として一時的にSS施設外で管理され ている間をいいます。
- (\*2)次のいずれかをいいます。
  - ア. 損壊、紛失、盗取または詐取
  - イ. データ等無体物の減失または破損であって、対象自動車(データ等無体物を除きます。)の損壊を伴わずに発生したもの
- (\*3)使用不能損害担保特約条項により、記名被保険者が対象自動車を管理中に損壊または紛失し、当該自動車の使用不能による損 害が発生した場合もお支払いの対象となります。ただし、使用不能が発生した日からその日を含めて4日目以降30日目までの期間内に 生じたものに限ります。なお、被害者が事故発生を知らなかった期間に発生していた使用不能損害は補償対象とはなりません。(盗取・ 詐取により発生した使用不能損害については、主契約の対象となります。)

#### お支払いする保険金、お支払い方法

賠償責任保険・整備受託自動車保険のお支払いする保険金、お支払い方法の詳細については、基本種目(施設特約、生産物特約、自動車 特約)・選択種目1のお支払いする保険金・お支払い方法(P20および P28)をご参照ください。(「給油、洗車、軽整備等のSS業務」は「認証工 場・指定工場・移動鈑金業務」に読み替え、「車検代行・整備等の斡 旋・取次ぎ等のために受託して輸送中の場合を含みます。を削除しま す。(P28、P29))

#### ●お支払いについて

(1)基本種目の賠償責任保険および選択種目1(受託自動車保険)と同様に、相手に与えた損害に関する法律上の損害賠償責任の範 囲内での損害額のみが対象となります。

他人の身体の障害または財物の損壊などについて、被保険者が法 律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償しま す。そのため、一般的に、法律上の賠償責任として認められていな 対物事故における慰謝料(見舞金・迷惑料など)や過剰な修理 代などはお支払いの対象となりません。また、自動車特約において、 法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は時価額を限度 とします。

(2)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契 約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いしま

①受託自動車保険以外の場合

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基 づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金 を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づい て保険金をお支払いします。

②受託自動車保険の場合

- ・この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表で は「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合: 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき 保険金の額
- ・他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしく は共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われ る、または支払われた場合は次の額:
- ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険 契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額
- の合計額を超えるときは、その超過額(\*)
  イ.ア.の規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険 金、自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等に おいて、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき 保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払 われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるとき は その 部 品 額 (\*)
- ウ.ア.イの損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責 金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し 引いた額とします。
- (\*)他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保 険金の額を限度とします。

# 基本種目の賠償責任保険(施設特約、生産物特約、自動車特

保険金をお支払いしない主な場合

約)および選択種目1(受託自動車保険)に準じた内容となってお り、保険金をお支払いしない主な場合は、それぞれの保険の内容 に準じます。当該保険種目の該当ページ(P20およびP29)をご覧 ください。(「給油、洗車、軽整備等のSS業務」は「認証工場・指定 工場・移動鈑金業務」に読み替え、「車検代行・整備等の斡旋・ 取次ぎのために受託して輸送中の場合を含みます。」を削除しま す。(P28、P29))

もっと安心な補償

ヘカスタマ

上乗せ補償

選択

種目

6

動

産

総合保険

地震危険追加補償

選択種目

5

# 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金、お支払い方法

#### 基本種目の盗難補償における商品・現金等の補償を次のように拡大します。

- (1)盗難事故の際の保険金額の引き上げ
- (2) 手形(SS所有者等自身が振り出した約束手形またはSS所有者等自身が引受人である為替手形は除きます)の事故の補償(基本種目の盗難補償では対象外)
- (3)集金中、輸送中の事故の補償(現金、小切手、手形等)
- (4)盗難以外の事故(火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災などの不測かつ突発的な事故)
- (5)経営者自宅金庫保管中の事故の補償(業務用現金、小切手、手形等)
- (6) SS敷地内以外の本店・支店などに所在する販売用商品、現金、小切手、手形等の補償

#### 保険の対象

### 販売用商品 (\*1)(\*2) レジスター等の

現金等保管用

什器

- ①サービスステーション建物内(\*1)に保管中のもの
- ②サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・ 支店等)に保管中のもの

#### 現金、小切手、手形、

apollostation キャッシュプリカ・

テレホンカード・ クオカード・

ポイントプレゼント用 図書券、

SSにて利用可能な クレジットカード 会社発行の ギフトカード、

地域振興券

- ①サービスステーション建物内(\*1)に保管中のもの
- ②サービスステーション敷地内以外のサービスステーションの事業用施設(本店・支店等)に保管中のもの
- ③サービスステーション敷地内の入金機または給油計量機内で施錠できる現金等保管用部分に保管中のもの(営業時間中に限ります。)
- ④銀行等金融機関とサービスステーションの間、サービスステーション相互間、サービスステーションと②の施設の間、②の施設相互間を輸送中のもの
- ⑤SS所有者等が顧客からの集金中のもの
- ⑥サービスステーション経営者の自宅の耐火定置式金庫内保管中のもの(ただし、 現金については、サービスステーション敷地内において行われる事業の用に供す る現金に限ります。)
- (\*1)併設ショップに保管されているものは補償の対象外となります。
- (\*2)サービスステーション敷地内に保管中も補償の対象となります。

### (1)次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。

①損害保険金

保険の対象について発生した損害について損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金は、保険金額を限度とします。ただし保険金額が保険価額を超える 場合は、保険価額を限度とします。

(全損の場合)保険価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。

(分損の場合)通常の修理費用を損害額としてお支払いします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態より保険価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。

※保険金額は、加入タイプに従い下表に掲げる金額とします。

	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Uタイプ
2	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円	200万円	100万円	150万円

- ※保険価額とは損害の生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。販売用商品については、損害の生じた地および時における保険の対象の価額または商品原価のいずれか低い額をいいます。
- ※小切手、手形の保険金お支払い方法につきましては約款に記載しております動産総合保険の「小切手特約条項」「手形特約条項」をご覧ください。
  - ②残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の10%を限度として実費をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。

③損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用 (\*)のうちで、必要または有益であったものを保険金額または保険価額のいずれか少ない額から 損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。

- (\*)次の措置を行なうために要した費用も損害拡大防止費用としてお支払いします。
- a. 受取手形や小切手に関する事故の際に有価証券無効宣言公示催告の申立てを行なうこと b. 手形の振出人または引受人に対して事故の発生の通知をし、かつ振出人または引受人 より事故手形の支払指定銀行に対し、事故届けを提出し、支払の停止を依頼すること c. 事故小切手の振出人に対して事故発生の通知をし、かつ事故小切手の支払の停止を
- 依頼すること ④権利保全費用
- 可受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられ る権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
- (2) 免責金額 設定はありません。
- ●お支払いについて
- (1)この保険契約と重複する保険契約が他にある場合には、保険金額を限度に損害の額から、他の保険契約(基本種目の盗難保険を含みます。)で支払われる損害保険金の額を控除した額をお支払いします。
- (2)この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。

基本補償の動産総合保険の「保険金をお支払いしない主な場合」(P23参照)のほか、次のような事故・損害については、保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・洪水、高潮、土砂崩れなどの水災の場合
- ・現金、小切手、手形、apollostation キャッシュプリカ・テレホンカード・ク オカード・ポイントプレゼント用図書 券、SSにて利用可能なクレジット カード会社発行のギフトカード、地域 振興券につきましては、受渡しの誤り、勘定違いなどによる不足損害
- ・現金、小切手、手形、apollostation キャッシュプリカ・テレホンカード・ク オカード・ポイントプレゼント用図書 券、SSにて利用可能なクレジット カード会社発行のギフトカード、地域 振興券がSS敷地内に保管されている場合、営業時間外に金庫(手 提げ金庫を除きます。)、POSレジ、施錠された保管場所にある手提げ 金庫またはプリペイドカード発券機 のいずれにも保管されていない場 合の事故。

等

# 基本種目の動産総合保険の保険の対象(再リース物件を除きます)に生じた次のいずれかに該当する損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。)に対して、保険金をお支払いします。

- ①地震または噴火による火災、破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)によって生じた損害
- ②地震または噴火によって生じた損壊(噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。)、埋没または 流失の損害
- ③地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害 被災地域が全く重複しない場合を除き、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回 の事故とみなします。
- ●次に該当する場合は損害とみなしません。
- a.ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
- b.事故が発生しその復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が存在する場合
- c.事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

- (1)次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。
  - ①損害保険金

1回の事故につき保険価額を限度として、次の算式による損害保険金の額を算出し、その合計額から免責金額を差し引いた残額を損害保険金としてお支払いします。ただし損害額が、保険金額または保険価額のいずれか小さい額を超える場合は、免責金額を適用しません。

- ・保険金額が保険価額以上のとき 損害額=損害保険金の額
- ・保険金額が保険価額より低いとき

書額× 保険金額 保険価額 =損害保険金の額

#### \*保険金額

1SSあたりの保険金額 1事故につき 510万円

②地震危険残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害の生じた保険の対象の残存物(噴火による火山灰を含みません)の取片づけに必要な費用をお支払いします。ただし損害保険金の10%を限度として 実費をお支払いします。

- (2)免責金額
- 1SSあたりの免責金額 1事故につき 10万円
- ●お支払いについて

保険のお支払いが何回有っても保険金額は減額されませんが、①損害保険金と②地震危険残存物取片づけ費用保険金の合計額が通算して支払限度額に達した場合、それらの損害のうち最後の損害の発生した時に特約は終了します。

\*支払限度額

1SSあたりの支払限度額

500万円

- (1) 事故の際における保険の対象 の紛失または盗難によって生じ た損害
- (2)保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書きその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- (3)サイバー攻撃に起因する損害。 ただし、次のいずれかに該当する 場合を除きます。
  - ・サイバー攻撃により火災または 破裂もしくは爆発が発生した場
  - ・保険契約者または被保険者が 個人(個人事業主を除きま す。)の場合

等

3

もっと安心な補償

ヘカスタマ

選択

#### 保険金をお支払いする場合

SS施設または配送時の配送先施設において、石油物質が被保険者の所有・使用・管理する区域外に不測かつ突発的に流出したことにより、公共水域(海、河川、湖沼、運河)の水を汚染したことに起因して生じた次の(1)~(3)の損害に対して保険金をお支払いします。事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限り、保険金をお支払いします。

- (1)他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- (2) 漁獲高の減少・漁獲物の品質低下による漁業権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- (3)公共水域に流出した石油物質についてその処理費用(石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理などに要する費用)を被保険者が支出することによって被る損害
- この保険における被保険者は記名被保険者のみとなります。
- ※配送先施設とは

被保険者がガソリンもしくは軽油等の自動車燃料、農耕用機器、ヨット、モーターボート等の船舶もしくはチェーンソー等の機器用の燃料、 灯油、重油または潤滑油等を配送する先の施設をいいます。

※石油物質とは

ガソリンもしくは軽油等の自動車燃料、農耕用機器、ヨット、モーターボート等の船舶もしくはチェーンソー等の機器用の燃料、灯油、重油または潤滑油等をいいます。

# お支払いする保険金、お支払い方法

- (1)次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
  - ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。
  - ②被保険者が支出した処理費用
- ③万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
- ※あらかじめ保険会社の同意が必要です。 ④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために要した必要または有益な費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保 険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- (2)保険金のお支払い方法
- ・①~⑤の損害額の合計額から免責金額を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
- ●お支払いについて
- (1)他の賠償責任保険と同じく、法律の範囲内で賠償責任を負担することによる損害を保険金としてお支払いします。また、処理費用については、実際に要した費用のうち、妥当な支出と判断される部分をお支払いします。
- (2)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
- 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
- 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### ●その他

不測かつ突発的かつ急激な事故により、公共水域以外に汚染が生じ法律上の損害賠償責任 を負担することによって被る損害について所定の期間内に発見・通知がなされた場合は、基本 種目の施設特約で対象となる場合がありますが、施設特約では漁業権に関する侵害や処理費 用(法律上の損害賠償責任に基づいて支出するものを除く)の支出などは一般的には対象と ならない点にご注意ください。

①突発的でない事故や予測できた事故の場合 ②公共水域の水を汚染したことに起因するも

保険金をお支払いしない主な場合

- のではない損害(例:公共水域は汚染せず、 私有地内の池や田んぼを直接汚染した場 合等)(左記「●その他」ご参照)
- ③地震、噴火、洪水、高潮もしくは津波
- ④施設の新築、修理、改造、取り壊しなどの 工事に起因する損害
- ⑤保険契約者または被保険者の故意
- ⑥戦争、変乱、暴動、騒じょうもしくは労働争議
- ⑦核燃料物質や核原料物質などの有害な特性 の作用またはこれらの特性に起因する損害
- ⑧自動車、原動機付自転車、船舶または航空機の所有、使用または管理(配送先施設において、自動車または原動機付自動車の運行以外の事由による損害の場合を除きます。)に起因する損害
- ⑨排水または排気(煙を含みます。)に起因する 賠償責任。ただし、不測かつ突発的に石油物 質が流出した場合は、この限りではありません。
- ⑩被保険者の占有を離れた商品または被保 険者の占有を離れ施設外にある財物に起 因する損害
- ①仕事の終了または放棄の後の仕事の結果 に起因する損害
- ②被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権力を有する者に対して負担する賠償責任
- 13サイバー攻撃

等

36

37

8

サ

スク保険

(情報漏え

い

限定補償プラン)

#### 保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被 保険者が法律上の損害賠償責任を負担するこ とによって被る損害(下記(1))と、情報の漏え いまたはそのおそれや、それを引き起こすおそ れのある、記名被保険者が使用・管理するコン ピュータシステムに対するサイバー攻撃等に 起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対 応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被 保険者が負担することによって生じた損害(下 記(2))をお支払いします。

この保険における被保険者は記名被保険者のほ か、記名被保険者の役員または使用人(ただし、 記名被保険者の業務に関する場合に限ります。) を含みます。

(1)損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被 保険者が法律上の損害賠償責任を負担する ことよって被る損害を補償します。(\*1)(\*

- (\*1)保険金をお支払いするのは、損害賠償 請求が保険期間中になされた場合に限 ります。
- (\*2)日本国外で発生した情報の漏えいまた はそのおそれについて、被保険者が法 律上の損害賠償責任を負担することに よって被る損害も補償対象となります。 日本国外での損害賠償請求、日本国 外の裁判所に提起された損害賠償請 求訴訟も補償対象となります。
- (2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する
  - ①サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟 対応費用以外)

事故対応期間内に生じた、P38~39 「お 支払いする保険金、お支払い方法」の(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関す る補償」に記載の費用(その額および使途 が社会通念上、妥当であるものに限りま す。)を被保険者が負担することによって生 じた損害を補償します。保険金をお支払い するのは、被保険者がセキュリティ事故・風 評被害事故を保険期間中に発見した場合 に限ります。

<セキュリティ事故とは>

次のものをいいます。ただし、ウは、サイバー 攻撃対応費用についてのみセキュリティ事 故に含まれるものとします。

- ア. 情報漏えいまたはそのおそれ
- イ. 記名被保険者が使用または管理するコ ンピュータシステムに対するサイバー攻 撃。ただし、アを引き起こすおそれのある ものに限ります。
- ウ. イのおそれ
- <風評被害事故とは>
- セキュリティ事故に関する他人のインター ネット上での投稿・書込みにより、記名被保 険者の業務が妨害されることまたはそのお

お支払いする

#### 保険金、お支払い方法

- (1)損害賠償責任に関する補償 ①法律上の損害賠償金
  - 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対し お支払いします。
  - ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必
  - 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会 ます。)。合計額に対して、保険金をお支払いします。
  - ③協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合 計額に対して、保険金をお支払いします。

●支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法 ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払い ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1) 損害賠償責任に ての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いしま ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合 ①サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)

て支払責任を負う損害賠償金。合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金を 要となります。

社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含み

において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用。合

律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中 するすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、

関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべ

す。ただし、P17記載の費用損害の支払限度額が限度となります。

P17記載の費用損害の支払限度額記載の支払限度額が限度となります。 算して、P17記載の賠償責任の支払限度額が限度となります。

的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時

る期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使

借費用を含みます。) および撤去費用

費用の種類 定義 縮小支払割合 a.サイバー攻撃 次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれ に基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じてい 対応費用 なかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部 通報(\*1)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそ のおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を 外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 が発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれ する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じ ていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。 b.原因·被害範囲 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査ま たは証拠保全のために支出する費用をいいます。 調査費用 c.相談費用 セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために 直接必要な次の費用をいいます。(\*2) ア. 弁護士費用 れについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告す 弁護十報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそ ることを目的とするものを含みます。)をいいます。 ただし、次のものを除きます。 (a) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、ま たはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して 定期的に支払う報酬 (b) 刑事事件に関する委任にかかる費用 100% (c) [e.その他事故対応費用 コ.損害賠償請求 費用 | の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策ま たは再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいま たはそのおそれについて個人情報保護委員会ま たはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(ア およびイを除きます。) d.コンピュータシス 次の費用をいいます。ただし、当会社の書面による 同意を得て支出するものに限ります。なお、セキュリティ事故を発生さ テム復旧費用 せた不正行為者に対して支払う金銭等を含みませ  $h_{0}$ ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の 損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフト ウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修 復、再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 るコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。 セキュリティ事故により記名被保険者が管理す 以下同様とします。)が発生した場合に要した次 の費用 タおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器、 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュー ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およ びこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所 在する通信用回線および配線にかかる修理費 用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は 保険約款をご確認ください。 【共通】

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、 騒じょうまたは労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特 別の約定がある場合において、その約定によって 加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損 壊について、その財物に対し正当な権利を有す る者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事 中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水または排気 (煙を含みます。) に起因する賠 償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により 請求を受けるおそれがあることを保険契約者また は被保険者が保険期間の開始時に認識してい た場合(認識していたと判断できる合理的な理由 がある場合を含みます。)は、その事由
- ※ ここでは主な場合のみを記載しています。詳細 は保険約款をご確認ください。
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背 任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除き ます。
- ・次の行為
- ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人 に損害を与えるべきことを認識していた(認識 していたと判断できる合理的な理由がある場 合を含みます。) 行為
- イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者に よって行われた行為のうち、被保険者が他人 の営業上の権利または利益を侵害することを 認識しながら(認識していたと判断できる合理 的な理由がある場合を含みます。) 行われた行
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただ し、被保険者が使用または管理する紙または磁 気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して 発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損 害に対しては、この規定を適用しません。
- 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の 機器の損壊または機能障害
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこ れによって汚染された物(原子核分裂生成物を 含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特 性またはその作用
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製 品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しない こと。ただし、次の原因によるものを除きます。 ア. 火災、破裂または爆発
- イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者 が使用または管理するコンピュータシステムの 損壊または機能停止
- ・被保険者の支払不能または破産
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただ し、記名被保険者の業務に従事する者以外の者

(イ)損傷したコンピュータシステムの代替として一時

に返還されるべき一時金および復旧期間を超え

用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃

	保険金をお支払いする場合		お支払いする	保険金、お支払い方法		保険金をお支払いしない主な場合
	それをいいます。すべての風評被害を指す わけではないので、ご注意ください。	費用の種類		定義	縮小支払割合	によって行われたサイバー攻撃により生じた情報 の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産
選択	②訴訟対応費用	e.その他事故対応	次のアからコの費用をいいます。ただし、a~dおよび	f、②訴訟対応費用を除きます。	権の侵害に起	権の侵害に起因する損害に対しては、この規定
種	この保険契約において保険金支払の対象 となる事由に起因して提起された被保険者	費用	ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な	記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用		│ を適用しません。 ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代
選択種目8	に対する損害賠償請求訴訟について、被		イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な	記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費		表訴訟による損害賠償請求 ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガ
サ	保険者が訴訟対応費用(その額および使 途が社会通念上、妥当であるものに限りま す。)を負担することによって生じた損害を		ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な 会社に委託する費用。ただし、エに規定するもの エ. 個人情報漏えい通知費用	通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター を除きます。	100%	ス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停
イバー	補償します。保険金をお支払いするのは、 保険期間中に損害賠償請求がなされた場		個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場 に直接必要な費用または被害者に対する通知 オ、社告費用	合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するため 書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用		止または障害 ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者とし
リス	合に限ります。		新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリ たは謝罪を行うためのコンサルティング費用を含 ものを除きます。	ティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明まみます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当する		て行う広告宣伝、放送または出版 ・被保険者の資金決済に関する法律(以下「資金 決済法」といいます。)に規定する暗号資産交換
スク保険(情報漏え			カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2)(被害者1名につ 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまた 対して謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金	き1,000円) はそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に	(は、100% はできます。) の購入費用 は 100%	業の遂行に関連する事由 ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠 償金として負担したかどうかにかかわらず、被保 険者の業務の追完もしくは再履行または回収等
開報漏			(イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保 限ります。)	供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に		の措置 (被保険者の占有を離れた財物または被保険者 の業務の結果についての回収、点検、修理、交
しし			キ. 法人見舞費用(被害法人1社につき5万円) セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝 者が製造または販売する製品については、その れの被害にあった法人に対して支出する費用に それの事実が客観的に明らかになった場合に支	罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険 製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそ ついては、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのお 出するものに限ります。	100%	換その他の措置をいいます。)のために要する費用 (追完または再履行のために提供する財物または 役務の価格を含みます。) ・被保険者が業務の結果を保証することにより加
限定補償プラン)			ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所 支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用	有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために		重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用 ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害 賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
			セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対応するために要した次のいずれかに該当する費 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に 士に対するもの、刑事事件の関する委任にか (イ)通信費	する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対用 用 雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護 かる費用を除きます。)	100%	(被保険者が支出したかまたは法律上の損害 賠償金として負担したかどうかにかかわりません。) ・被保険者相互間における損害賠償請求 ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取
			(ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費また (エ)コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用	は宿泊費		扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとし てなされた損害賠償請求
			記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故	に関して損害賠償請求を行うための争訟費用		【損害賠償責任に関する補償】
		f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要 部機関による認証取得にかかる費用を含みます。た 故の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を	かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外だし、b.原因・被害範囲調査費用、c.相談費用およびセキュリティ事除きます。(*2)	90%	・記名被保険者が前払式支払手段発行者または 資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責 任 ア、電磁的方法により記録される金額等に応ず
		イ. 記名被保険 (*2)引受保険会社の (*3)次のいずれかをい	います。 ナイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等 者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリ シ書面による同意を得て支出するものに限ります。	を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの ティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告	<b>直</b> 報	る対価を得て発行された証票等または番号・ 記号その他の符号の不正な操作・移動に起 因する賠償責任 イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償 責任
		②新聞、雑誌、ラ	「9の届出または報告等(又音によるものに限りまり。) Fレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体に 被害法人に対する詫び状の送付 ④公的機関からの	よる発表または報道 通報		
		②訴訟対応費用				
			訴訟対応	費用の定義	縮小支払割合	
		ア. 記名被保険者の	保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 役員・使用人の交通費または宿泊費 リース費用	起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。	100%	
		エ. 記名被保険者がオ. 意見書・鑑定書の	自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現	実験費用	100%	

- 保険者の役員に対してなされた株主代 による損害賠償請求
  - 保険者の直接の管理下にない電気、ガ 1、熱供給、遠距離通信、電話、インター 電報等のインフラストラクチャーの供給停 障害
- 者が放送業または新聞、出版、広告制作 像・音声・文字情報制作業を営む者とし 、告宣伝、放送または出版
- 者の資金決済に関する法律(以下「資金 」といいます。)に規定する暗号資産交換 行に関連する事由
- 者が支出したかまたは法律上の損害賠 して負担したかどうかにかかわらず、被保 業務の追完もしくは再履行または回収等

- たは再履行のために提供する財物または 価格を含みます。)
- 者が業務の結果を保証することにより加 た賠償責任およびこれに伴って生じる費
- 斗料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害 倍額賠償金その他これらに類するもの 食者が支出したかまたは法律上の損害

#### 償責任に関する補償】

- 保険者が前払式支払手段発行者または 動業を営む者である場合は、次の賠償責
- 核的方法により記録される金額等に応ず け価を得て発行された証票等または番号・ 号その他の符号の不正な操作・移動に起 る賠償責任
- とな為替取引・資金移動に起因する賠償

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法	保険金をお支払いしない主な場合
■選択種目9 動産総合保険 洗車機上乗せ補償 基本種目のCフランにこが入の場合はが入できません。	基本種目の動産総合保険で補償の対象となっている洗車機の補償限度額(支払限度額)を引上げます。	動産総合保険 洗車機上乗せ補償のお支払い方法の詳細については、以下の部分をご確認ください。 ・動産総合保険 基本種目6(P23)の「お支払いする保険金、お支払い方法(1)(2)」  ●お支払いについて (1)この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 (2)この保険契約では、臨時費用保険金はお支払いしません。 (3)保険のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険価額が保険金額より低い場合は保険価額)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。	基本種目の動産総合保険に準じた内容となっており、保険金をお支払いしない主な場合は、基本種目の動産総合保険の内容に準じます。当該保険種目の該当ページ(P23)をご確認ください。
■選択種目10 代車費用限度上乗せ補償	基本種目の賠償責任保険(自動車特約の使用不能損害担保特約条項部分)の補償限度額(支払限度額)を引き上げます。 ただし、賠償責任保険(自動車特約基本部分)についての上乗せはありません(選択種目4で対象とできます。)	該当保険種目の基本種目部分をご確認ください。	該当保険種目の基本種目部分をご確認ください。
■選択種目11 全損時対応費用 (檢證賠償用:生產物賠償用:自動車管理者賠償用)	過失割合 補償を受けられる方80% 相手方20% 相手方の車の状態 時価額60万円 修理費100万円 対物賠償 責任保険で	全損時対応費用をお支払いします。 全損時対応費用とは、被害自動車の修理費(*1)が被害自動車の価額(*2)を超えると引受保険会社が認めた場合における以下の費用をいいます。 ・被害自動車の修理費と被害自動車の価額の差額(差額費用) 但し、被保険者以外に過失がある場合においては、全損時対応費用の額は以下の通りとなります。 差額費用×被害自動車の価額について基本種目の施設賠償と生産物賠償と自動車管理賠償で規定する事由により被保険者が負担する法律上の賠償責任の額/被害自動車の価額 お支払いする保険金は次の金額を限度とします。 ①被害自動車1台について、全損時対応費用の額または50万円のいずれか低い額②1回の事故について50万円 (*1)損害が生じた地および時において、損害が生じたものと事故の発生の直前の状態(構造、質、用途、規模、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。)に復旧するために必要な修理をおこなうための費用をいい、引受保険会社が認めたものに限ります。 (*2)損害の生じた地および時における被害自動車と車種、年式、消耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 ※他の保険契約等がある場合のお取扱い本選択種目の対象となる事故により被害自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合で、そのお支払額が被害自動車の価額を超えるときは、その超える額を全損時対応費用の額より差し引きます。	修理をしない被害自動車の損害等

42

傷害保険

沢種目

13

普通

傷害保険

#### 保険金をお支払いする場合

被保険者(対象者)がSS業務 に従事中(通勤の途上、もしく は帰途も通常の経路である限 り従事中とみなします)の交通 事故等によって被った傷害に つき保険金をお支払いします。

対象となる事故は交通事故等 によるもののみに限定されてい ます。

交通事故等とは以下のものを いいます。

- ●運行中の交通乗用具(自転 車、自動車、電車、バス、航 空機、船舶等)との衝突、接 触等の交通事故
- ●運行中の交通乗用具に搭 乗している間の事故
- ●乗客として駅の改札口を 入ってから出るまでの駅構 内における事故
- ●作業機械としてのみ使用さ れている工作用自動車との 道路通行中の衝突、接触等 の事故
- ●交通乗用具の火災による事 故

被保険者(対象者)がSS業務 に従事中(通勤の途上、もしく は帰途も通常の経路である限 り従事中とみなします)に急激 かつ偶然な外来の事故により 被った傷害につきに保険金を お支払いします。

交通事故を含む業務中のさま ざまな事故が対象となります。

SS業務に従事するすべての役 員・従業員を対象とします。

※人数のカウントは、1日あたり の最高稼働人数とします。 最高稼働人数のカウントは1 日あたりの延べ人数としま す。

保険の対象となる役員・従業 員(被保険者)の名簿を常にご 加入者が備え付けていただくこ とが必要です。

保険期間の中途に被保険者 数の増減が生じた場合には、 直ちに取扱代理店または保険 会社にご通知ください。保険料 の精算が必要となります。なお、 被保険者が増員となる場合で 故意または重大な過失によっ て遅滞なくご通知がなかったり、 被保険者数が増えたことによる 追加保険料を相当の期間内に 支払わなかった場合には、保険 金を削減してお支払いすること となります。

#### お支払いする保険金、お支払い方法

1給油所のSSメンバー1名あたりの保険金額を1口につき次の通り とします。

- (1)死亡・後遺障害260万円
- (2)入院保険金日額\*1,800円
  - \*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院 中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の 処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (3) 通院保険金日額1.200円

保険事故が発生したときは、SSメンバーの各人に対し、上記金額 を1口あたりの保険金額として、保険金の支払いをいたします。 加入は8口が限度となります。

#### 【保険金のお支払い方法(加入口数1口の場合)】

- (1)傷害の程度に応じて、次の金額が保険金として支払われます。 ①死亡したとき:260万円(事故の日からその日を含めて180日 以内に死亡した場合)
  - ②後遺障害が残ったとき:その程度に応じて死亡・後遺障害保 険金額の4%~100%をお支払いします。

例えば、

- 神経系統の機能、胸腹部臓器の機能、または精神の著しい障害 により常に介護を要するときまたは両眼失明のとき:260万円
- 一腕をひじ関節以上、または一脚をひざ関節以上で失ったとき: 約180万円
- ③ケガにより医師の治療を必要とし、入院されたとき:その入院 日数1日につき、1,800円をお支払いします。(事故の日から その日を含めて180日以内の入院で、1事故について180日 を限度とします。)
- ④ケガにより医師の治療を受けたとき:通院(往診を含みます。)日 数1日につき、1,200円をお支払いします。ただし、入院保険金 と重複しては、お支払いできません。(事故の日からその日を含め て180日以内の通院で、1事故について90日を限度とします。

#### 【保険金額】

1給油所のSSメンバー1名あたりの保険金額を1口につき次の通り とします。

- (1)死亡・後遺障害445万円
- (2)入院保険金日額\*3,000円
  - \*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院 中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の 処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (3) 通院保険金日額2.000円
- 加入は5口が限度となります。

#### 【保険金のお支払い方法(加入口数1口の場合)】

- (1)傷害の程度に応じて、次の金額が保険金として支払われます。 ①死亡したとき:445万円(事故の日からその日を含めて180日以
  - 内に死亡した場合) ②後遺障害が残ったとき:その程度に応じて死亡・後遺障害保

険金額の4%~100%をお支払いします。 例えば、

神経系統の機能、胸腹部臓器の機能、または精神の著しい障害 により常に介護を要するときまたは両眼失明のとき:445万円 一腕をひじ関節以上、または一脚をひざ関節以上で失ったとき: 約307万円

- ③ケガにより医師の治療を必要とし、入院されたとき:その入院 日数1日につき、3.000円をお支払いします。(事故の日からそ の日を含めて180日以内の入院で、1事故について180日を限 度とします。)
- ④ケガにより医師の治療を受けたとき:通院(往診を含みます。) 日数1日につき、2,000円をお支払いします。ただし、入院保険 金と重複しては、お支払いできません。(事故の日からその日を 含めて180日以内の通院で、1事故について90日を限度とし ます。

就業中(通勤途上を含みます。)に被った「急激かつ偶然な外来の事故 | (「交通事故傷害危険のみ補償特約 | がセットされている場合は「交通事故等(\*1) | ) により、保険の対象となる方がケガ(\*2)をした場合に保険金をお支払いします。

(\*1)交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具(\*3)との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具(\*3)に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口を入ってから出るまで の駅構内における事故●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具(\*3)の火災による事故 (\*2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩の ような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

(\*3)自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がな かったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 保険金をお支払いする主な場合

#### 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障 害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

#### 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支 払いします。

※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

#### 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院され た場合

▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただ し、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支 払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について 180日を限度とします。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は 重複してはお支払いできません。

#### 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により 手術料の算定対象として列挙されている手術(\*1)または先進医療(\*2) に該当する所定の手術を受けられた場合

▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術) の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて 180日以内に受けた手術1回に限ります。(\*3)

(\*1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

- (\*2)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚 生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定め る施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限 ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参 照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対 象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象 となる先進医療は変動する可能性があります。)。
- (\*3)1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受け た場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

#### 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往 診を含みます。)された場合

▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただ し、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支 払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90 日を限度とします。

- ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われ る期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いでき ません。
- ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等\*1
- 定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベ ストをいいます。
- (\*2) 通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基

#### 保険金をお支払いしない主な場合

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた

·保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ (その方が受け取るべき金額部分)

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に よって生じたケガ

無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ

・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ

・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療す る場合を除きます。)によって生じたケガ

・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー 走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 筀

#### <普通傷害保険のみ>

- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライ ダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故に よって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、 プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故 によって被ったケガ

<交诵事故傷害保険のみ>

- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗 している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業 をしている間のその作業によるケガ
- ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間 のその作業によるケガ
- 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間 のケガ

を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。\*2

(\*1)ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固

準に内容および表現を合わせます。

このパンフレットは、総合生活保険(傷害補償)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等が ある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

もっと安心な補償へカスタマイズ

(施設賠償責任保険)

#### お支払いの対象となる場合

この特約は、基本種目の賠償責任保険「施設賠償責任保険」にセットする特約です。

不測かつ突発的な事由により記名被保険者が、その業務遂行のために日本国内において他人から借用しているSS施設(事務所・店舗)およびその施設に備え付けられ同時に借用した什器備品(以下、「借用不動産」といいます。)を損壊したことについて、その貸主に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、日本国内において保険期間中に発生した事故に限ります。

#### お支払いする保険金、お支払い方法

#### (1)次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
  - ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引 受保険会社の同意が必要となります。
- ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
- ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意したその他費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために 支出された費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用および損害の防止、軽減に必要または有益な費用
- ※引受保険会社の書面による同意が必要です。

#### (2)保険金のお支払い方法

- ・①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して支払 限度額を限度にお支払いします。
- ・②~⑤の費用については実額をお支払いします。ただし、②の争訟 費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合 は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支 払いします。

# 保険金をお支払いしない主な場合

- 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱または暴動(群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑤自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理
- ⑥借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事
- ⑦借用不動産の瑕疵
- ⑧借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、 自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
- ⑨ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑩被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑪被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ②記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された 損壊
- ③記名被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任。この規定において、親会社、子会社または関連会社の定義は、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が定めるところによります。
- (4)サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃によって借用不動産について火災または破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)が生じた場合は、適用しません。 等

16

#### サイバーリスク総合支援サービスのご案内

以下表の「緊急時ホットラインサービス」は選択種目8にご加入の特約販売店様のみが対象となります。 詳細は、出光保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

サー	·ビス	概  要	ご利用対象
情報・ツール 提供サービス (無料)	情報・ツール 提供サービス	Tokio Cyber Port(*1)上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でも ご利用 いただけます <sup>(*1)</sup>
緊急時 ホットライン	サイバークイック アシスタンス	ウィルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、初期 アドバイスやリモートサポート(ウィルス駆除やセキュリティ診 断)等を行います。	サイバーリスク保険
サービス (無料)	サイバー エキスパート アシスタンス	高度な専門性を要する重大トラブルに対して、専門的アドバイスや専門事業者の紹介を行います。	被保険者様限定(*2)
簡易リスク	定性リスク 診断サービス	お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク 診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用
診断サービス (無料)	定量リスク 診断サービス	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大 損害額 (PML) を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いた します。	いただけます(*1)
専門事業者	平時の 紹介サービス	事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者を ご紹介いたします。	どなた様でも ご利用
紹介サービス	インシデント 発生時の 紹介サービス	事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセン ター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹 介いたします。	いただけます(*1)

#### ※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(\*1)ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(\*2)ご契約者以外の方でもTokio Cyber Portへの無料会員登録を行っていただくことで、期間限定お試し版をご利用いただくことができます。

#### 専門事業者紹介サービスのご注意

- ■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担と なります。
- ■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

### 傷害保険ご加入者向けサービスのご案内

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

#### ・メディカルアシスト

#### (自動セット)

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



#### 受付時間\*1: 24時間365日

#### **10** 0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル ソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配 \*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の 手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

#### - 介護アシスト

#### 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応 じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: いずれも

:午前9時~午後5時 土日祝、 ・各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

年末・年始を除く

0120-428-834

#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護 サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する ご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用 いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門 医療機関のご案内等を行います。

#### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護 の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な 情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

#### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高 齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

- ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- \*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

#### **-デイリーサポート**

#### 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受 付 時 間:・法律相談 :午前10時~午後6時 :午後 2時~午後4時 いずれも 一•税務相談

・社会保険に関する相談:午前10時~午後6時 年末・年始を除く ・暮らしの情報提供 :午前10時~午後4時

**500** 0120-285-110

#### 法律 · 税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご 相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく 雷話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報 等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

#### ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者 といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご 負担となります。
  - ・「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 婚約とけ異かります
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※本サービスは、「総合生活保険」にご加入いただいた方のみ対象となります。

# 加入・変更などのお手続き

# 1 お手続きの方法

#### (1)新規加入の場合

P64・65の「SS保険 新規加入・変更依頼書 |をコピーのうえ、必要事項をご記入ください。(P62・63の記入例をご覧く ださい。)

- ① ご記入・ご捺印後、ご希望の加入開始日の7営業日前までに以下送り先のメールまたFAXまでご送付ください。 ※ 原本は郵送ください。
- ② ご送付いただくスケジュールによっては、ご希望の加入開始日より補償開始いたしかねる場合がございます。
- ③ 出光保険サービス(株)で受領後、保険料請求書をご案内いたします。
- ④ ご希望の加入開始前日の金融機関営業日までに着金となるよう保険料をお振込みください。

〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 11階 TEL:0120-956-047 FAX:03-6260-0150 メール:ideho service@idemitsu.com

募集締切日

2024年12月20日(金)

#### (2)継続加入の場合

既にご加入の販売店の皆様には、「SS保険更新のご案内」をお送りしておりますので、内容を十分ご確認ください。

①変更がない場合

現在ご加入の方につきましては、2024年12月20日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社から のご案内がない限り、保険契約者が今年度の「SS保険のご案内」に記載の保険料・補償内容にて保険会社に保険 契約を申し込みますので申込書送付などのお手続きは不要です。(ただし選択種目6につきましては、直近の地震発生 状況により、お引受方針が変更となる可能性があります。)

その他ご不明な点がございましたら、出光保険サービスまでお問い合わせください。

P64・65の「SS保険 新規加入・変更依頼書」をコピーのうえ、変更内容を記入いただき、出光保険サービス本社へご 連絡願います。

#### (3)中途加入の場合

上記「(1)新規加入の場合」と同様のお手続きとなります。

保険料は加入希望日(保険料の領収をさせていただいた日以降となります。)から2026年3月1日午後4時までの分とな ります。また保険料は月割計算となります。(出光保険サービスにて領収させていただきます。)補償期間は保険料を領収 させていただきました日以降のご希望日より2026年3月1日午後4時までの期間となります。 ※加入日は1日付での加入となります。

#### (4)期中の変更の場合

①変更の場合

プラン・タイプの変更、選択種目への新規加入、経営店・SS名の変更等

P64・65の「SS保険 新規加入・変更依頼書」のコピーに変更事項をご記入のうえ、出光保険サービス本社までお送りい ただくようお願いいたします。

- ① ご記入・ご捺印後、ご希望の加入開始日の7営業日前までに以下送り先のメールまたFAXまでご送付ください。 ※ 原本は郵送ください。
- ② ご送付いただくスケジュールによっては、ご希望の加入開始日より補償開始いたしかねる場合がございます。
- ③ 出光保険サービス(株)で受領後、保険料請求書をご案内いたします。
- ④ ご希望の加入開始前日の金融機関営業日までに着金となるよう保険料をお振込みください。
  - 送り先 P73をご参照ください。
- ②脱退の場合

上記①と同様のお手続きとなりますが、詳細は出光保険サービスまでご連絡ください。

### 注意事項

- ①プラン・タイプの変更・選択種目への新規加入は、変更日より前にご連絡ください。ご連絡いただいた変更 日またはご連絡いただいた変更日以降に追加保険料が着金した場合は着金日が、変更日(変更後内容の補 償開始日)となりますのでご注意ください。
- ②脱退手続きは、脱退日よりも前にご連絡ください。

脱退日は手続上、原則毎月1日を脱退日としており、保険料は月割りでお返しします。

ご連絡いただく日より前の日付での脱退はできませんのでご注意ください。また遡及しての払戻もできませんのでご注意ください。

- ③期間を遡って加入・脱退できません。
- ④加入者証:加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。

# 2 ご加入の手順

#### ステップ1

基本種目の加入プランを選んでください。(→P4~P5)

(補償範囲の広いAプラン・ワイドをお勧めします。)

#### ステップ2

選択種目1の加入の有無を決めてください。(→P12~P13)

お客様からお預かりした車で事故を起こした場合、お客様の自動車保険を使うことはできません。また、人にケガ をさせてしまった場合は、何千万円もの損害賠償金を負担することもありえますので、必ずご加入ください。

#### ステップ3

「認証工場・指定工場・移動鈑金・併設ショップ」の業務は「SS業務」には該当しませんので、これらの業務に関する 事故については、基本種目に加入していても保険金お支払いの対象とはなりません。これらの業務がある場合は 原則以下の保険にご加入ください。

- ◆認証工場・指定工場・移動鈑金向け保険(→P12~P13)
- ◆併設ショップ向け保険(→P14~P15)

#### ステップ4

基本種目では補償されない事故や基本種目の補償額の上乗せを以下の通りご用意していますので、補償充実のために ご加入ください。

- ◆自動車管理者賠償責任保険 上乗せ補償 ベンツなど高額な預かり自動車の盗難・損傷などへの備え(→P14~P15)
- ◆動産総合保険 上乗せ補償 基本種目恣難補償で補償されない輸送中の現金の補償、限度額の引上げなど補償の充実・拡大。(→P14~P15)
- ◆動産総合保険 地震危険追加補償

地震によるSS機器などの損害への備え(→P14~P15)

※基本種目がCプランでご契約の場合は選択種目7にご加入いただけません。

※前年よりSS保険に既にご加入いただいているSSについては、新たにご加入いただくことができます。 本年から新たにSS保険にご加入いただくSSで、選択種目7にご加入をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。 以下の①②に該当する場合、加入できかねますのでご了承ください。

- ①新設のSSの場合
- ②SS保険の、動産総合保険の対象に保険契約が無い場合(Cプラン)
- ◆油濁賠償責任保険

石油類の河川・海などへの突発的な流出事故への備え(→P16~P17)

- ◆動産総合保険 洗車機上乗せ補償
- 基本種目動産総合保険の洗車機補償を充実(→P16~P17)
- ◆代車費用限度上乗せ補償 損壊・紛失の場合の代車費用が高額化してしまった時への備え(→P16~P17)
- ◆全損時対応費用補償 SS業務でお客様から預かった車をぶつけてしまったが、お客様の車の時価額を超える修理費が発生した時の備え (→P16~P17)

# 3 保険料のお支払い方法

一括払いとなっております。

1月分商品代請求書にてご請求します(副販売店加入分も含みます)。

# 1 事故報告

#### 賠償責任保険

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発 生したことを知ったときは、遅滞なく次ページに記載の「保険の種類毎の連絡事項」について、書面で 出光保険サービスまたは東京海上日動にご通知ください。

# 企業財産包括保険、動産総合保険、ガラス補償、盗難補償、受託自動車保険

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡の上、保険金請求 のお手続きをおとりください。また盗難事故、交通事故による損害の場合は直ちに所轄警察署に届け出てください。

「SS保険 事故報告書 兼 保険金請求書」(→ P67)に必要事項をご記入のうえ、以下の出光保険サービス または東京海上日動までFAXをお願いします。

# SS保険の事故報告・事故相談

●出光保険サービス 担当範囲 全国

お客様サポートグループの連絡先

0120-989-410 FAX 03-6260-0150

【携帯、公衆電話からも通話可能です。】 メール:ideho service@idemitsu.com

受付時間:月~金 9:30~16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く

出光保険

●東京海上日動「事故対応窓口」(\*) 担当範囲 SS所在地エリア (\*)SS保険のご案内に同封の「東京海上日動事故対応窓口一覧」をご参照ください。

東京海上日動 安心110番(事故受付センター) 担当範囲 全国

0120-720-110 24時間365日

# 2 事故発生時の注意点



人身 ケガ人を

事故状況の 確認をする (記録に残す)

物損 相手方を 確認する

注意 その場では 示談しない

出光保険 サービスへ 連絡

(\*)物損の相手方とは、車両等の正当な所有者を指します。

(1)絶対に、その場での示談はしないでください。 (東京海上日動の承認がない示談の場合、示談金額の一部または全部を保険金としてお支払いで きないことがあります)

- (2) お客様の自動車を運転中の事故の場合、必ず警察への届出を行なってください。(事故証 明がお手続き上、必要となります)保険会社の承認前に修理を始めないようご注意ください。
- (3)事故の大小に関わらず、遅滞なく事故報告を行なってください。事故報告が遅れた場合 は、保険金を減額してお支払いすることがあります。(選択種目1、選択種目2(受託自動車 保険)については保険金をお支払いできないことがあります。)保険金請求権には時効(3年)が ありますのでご注意ください。

保険の種類毎の連絡事項は次の通りです。

	保険の種類	保険の種類を問わず共通の事項	各保険種類に特有の事項
基本	賠償責任保険	①事故発生日時 ②事故発生場所 ③事故状況 ④SS名SSコードと連絡先、 報告者名(担当者名) ⑤損害の程度	<ul><li>③被害者の住所・氏名・連絡先</li><li>⑤被害物件の明細</li><li>⑥修理依頼先とその連絡先、担当者名、入庫予定日</li><li>④受けた損害賠償請求の内容</li><li>等</li></ul>
	ガラス補償		<ul><li></li></ul>
本種目	盗難補償		<ul><li></li></ul>
	動産総合保険 および 企業財産包括保険		<ul><li>③被害物件の明細(年式・型式)</li><li>⑤修理依頼先とその連絡先、担当者名</li></ul>
選択種目1	受託自動車保険		<ul><li>③被害者の住所・氏名・連絡先</li><li>⑤被害物件の明細</li><li>⑥修理依頼先とその連絡先、担当者名、入庫予定日</li><li>①届出警察署名とその連絡先、担当者名</li><li>⑥入・通院先の病院名とその連絡先、おケガの内容</li></ul>

選択種目2~14についても、上記に準じた項目をご連絡ください。

# **3** 賠償事故に関するその他の留意点

- (1)SS保険(受託自動車保険を除く(\*))には示談交渉サービスは付いていませんので、直接 被害者の方と交渉する事となります。あらかじめ被害者の方にその旨をお伝えください。 (交渉方針および賠償内容について必ず事前に東京海上日動とお打合せの上、被害者の方 と示談交渉を進めてください。)

賠償事故(対人・対物)の場合、被保険者(補償を受けられる方)および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者の ために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保 険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社 団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故対応を行なうことがあります。)

- (2) 事故の状況によっては、相手方に過失割合が生じることがあり、この場合は、相手側に損害 額の一定程度をご負担いただくこととなります。
- (3) 「法律上」の賠償責任のみが対象となるため、それ以外の損害は原則として対象となりません。 (例:道義上の見舞金・迷惑料、花代、過剰な修理代 等)

# 4 その他の留意点

- (1)保険期間中のお支払い限度額が設定されている保険[生産物賠償責任保険(生産物特約)、自 動車管理者賠償責任保険(自動車特約)、受託者賠償責任保険(受託者特約)]では、保険金の お受取り後に追加保険料をお支払いいただくことにより、元通りの限度額に戻すことができま す。ご希望の場合は、出光保険サービスまでお問い合わせください。
- (2)前々年9/1~前年8/31までの事故による基本種目の保険金をお受取りの場合は、各SSの 損害率(事故実績)に応じて、適用ランクが変動し、翌年の保険料引き上げになることがある点 をご承知おきください。(詳しくは、P6~P9をご覧ください)
- (3) 保険金支払後、その保険金の全額を保険会社に返還した場合(盗難事故で犯人がつかまっ た場合など)であっても、当該事故は保険事故として取扱われるため、適用ランクは、損害率 に応じて変動します。

# 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・ 支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他 の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内 外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続き や担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために 保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)を ご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

# ご加入の際のご注意

#### 〈示談交渉サービスは行いません〉

賠償責任保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。(受託自動車保険の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険は除きます。)事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いで

なの、引文体陳云紅の问息を得ないで加入省側で小談をされた場合には、小談金額の きない場合がございますのでご注意ください。

#### ※受託自動車保険の場合

賠償事故(対人・対物)の場合、被保険者(補償を受けられる方)および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。(対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故対応を行なうことがあります。)

#### ご加入の際のご注意

#### 〈告知義務〉

※東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバー リスク保険の場合)

加入申込依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### (受託自動車保険の場合)

SS保険 新規加入・変更依頼書に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。

ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(東京海上日動の代理店には、告知受領権が有ります。)

(動産総合保険、盗難補償、ガラス補償、企業財産包括保険の場合)

加入(変更)申込依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。

ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 〈通知義務〉

(動産総合保険・盗難補償・ガラス補償の場合)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険の場合) ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受 保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 (サイバーリスク保険)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合には、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

#### (企業財産包括保険)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項および次に掲げる事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または東京海上日動までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

- ○保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造(これを改築、増築または15日以上にわたり修繕することを含みます。)
- ○保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途
- ○建物または屋外設備装置内で行われる作業の内容、規模またはその作業に使用する危険品の種類
- ○貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類
- ○保険の対象または保険の対象を収容する建物の物件種別

. 1

# ご加入の際のご注意

○被保険者の事業の全部または一部を譲渡した場合

#### (受託自動車保険の場合)

ご加入後に加入申込依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受 保険会社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 〈他の保険契約等がある場合〉

〈施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険、動産総合保険(選択種目6を除く)、ガラス補償、企業財産包括保険の場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

- (注)選択種目4「自動車管理者賠償責任保険上乗せ補償」のご契約につきましては、上記に関わらず、損害の額が基本補償の 自動車管理者賠償責任保険により支払われるべき保険金とその免責金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額に 対して上乗せ額を限度として保険金が支払われます。
- (注)選択種目12「全損時対応費用」のご契約につきましては、対象となる事故により被害自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合で、そのお支払額が被害自動車の価額を超えるときは、全損時対応費用の額より差し引きます。

#### (次難補償の場合)

他の保険契約等がある場合には他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合にかぎり、その超過部分について、保険金をお支払いします。

#### 〈選択種目6の動産総合保険の場合〉

他の保険契約等がある場合には他の保険契約等による保険金支払額を損害保険金の額が超過する場合にかぎり、その超過部分について、保険金をお支払いします。

#### 〈受託自動車保険の場合〉

他の保険契約等がある場合は、以下の額を支払い保険金の額とします。

- ①この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表では「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合: 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ②他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われる、または支払われた場合は次の額:
- ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(\*1)
- イ. ア. の規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険金、自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(\*1)
- ウ. ア. イの損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を 差し引いた額とします。
  - (\*1)他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

#### 〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額・保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

#### 〈保険金請求の際のご注意〉

〈施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、受託自動車保険の対人 賠償責任保険・対物賠償責任保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険の場合〉

責任保険においては、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有することとなります(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ保険金を請求できます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは費用保険金を除き次の場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行なっている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### 〈損害の原因が第三者の場合〉

損害発生・拡大の原因がSSスタッフ以外の第三者にあり、その第三者が判明している場合は、損害賠償の請求をしていただく (もしくは、保険金お支払い後、引受保険会社より代位求償をさせていただく。)こととなります。

#### 〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

#### 〈代理店の業務〉

出光保険サービスは、引受保険会社(東京海上日動火災保険(株))との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行なっております。従いまして、出光保険サービスとの間で有効に成立されたご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 〈保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて〉

引受保険会社の経営破綻の場合などには、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、一定割合まで同機構による補償が得られます。詳細につきましては、出光保険サービスまたは引受保険会社までご照会ください。

「損害保険契約者保護機構」の補償割合につきましては、下表をご覧ください。

# 施設・生産物・受託者・自動車管理者・および油濁 賠償責任保険、動産総合 保険、サイバーリスク保 険、企業財産包括保険

保険種目

ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ケ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(注)保険契約者が「個人等」以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

#### 受託白動車保険

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

この「SS保険のご案内」は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項付帯)、受託者賠償責任保険、動産総合保険、企業財産包括保険、サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険(サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等斡旋補償特約セット)、整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要をご紹介したものです。

付帯される特約や補償の詳細は「SS保険約款集」をご覧ください。

ご不明な点などにつきましては出光保険サービスまたは引受保険会社にご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、この「SS保険のご案内」の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

#### (契約者名の表示)

この保険は出光興産を保険契約者とし、出光興産特約販売店の事業者の皆さまを記名被保険者とするサービスステーション保険(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約条項付帯)、受託者賠償責任保険、動産総合保険、企業財産包括保険、サービスステーション受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、整備受託自動車保険特約付帯一般自動車保険、油濁賠償責任保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン))団体・包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は出光興産が有します。

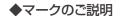
56

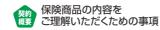
篃

# 傷害保険重要事項説明書

#### ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。







ご加入に際してお客様にとって不利益になる 験機 事項等、特にご注意いただきたい事項

#### I ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み 🌚

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等 🗈 🔔

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意 🔔

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- \*1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額の設定 🔮

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたプランの中からお選びいただくこととなります。プランについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁ホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期 🗈 🛦

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1)保険料の決定の仕組み 🔮

保険料はご加入いただくプラン等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2)保険料の払込方法 🔮 🔔

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### 7 満期返れい金・契約者配当金 📽

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

#### 1 生知義窓 🔔

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

#### [告知事項•通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

#### ①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等\*1 \*2、被保険者(本人)数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等\*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

#### ②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等\*1、公的医療保険制度\*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

生年月日、他の保険契約等\*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等\*3を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

- \*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。
- \*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
- \*4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

#### 2 クーリングオフ &

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

#### 3 死亡保険金受取人 🛕

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

#### 1 通知義務等 📤

#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]]をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

- ●すべての商品共通
  - ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

#### 2 解約されるとき 🗈 🗥

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。 \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

#### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約 ▲

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

#### 4 満期を迎えるとき 🜚

#### [保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- ●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適 田されます。
- この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### [更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約は この更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

# Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

#### 1個人情報の取扱い 📤

- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグルー プ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サー ビスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情 報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。 ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の 請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同し
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みま す。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参 照ください。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支 払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況 について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用い ません。

#### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入につい て、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日 動はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

#### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」 に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 4 保険会社破綻時の取扱い等 📤

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと に下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い		
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。		
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。		

#### 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっ ているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるも のを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。ま た、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

- ●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書 および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標 本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険 金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」と いいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合 があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。

- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を 支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除 き、以下の場合に限られます。
- 1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3.保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および 特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、 ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

#### 事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

#### 保険の内容に関するご意見・ご相談等

#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合 わせ先にて承ります。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

# **00** 0120-720-110

受付時間:24時間365日

#### 指定紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター 🚓

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を 受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続 実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同 協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

#### ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容で あること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認く

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合 □保険金額、免責金額(自己負担額) □保険料•保険料払込方法 □保険期間

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書 等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》ま でご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

□保険の対象となる方

Ton=21 == 1.5	総合生活保険
在一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	傷害補償
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0
□加入依頼書等の「職業・職務」 欄、「職種級別」 欄は正しくご記入いただいていますか?  ※各区分(AまたはB) に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)  ※交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただいた場合には、確認不要です。	0

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合 |、「告知義務・通知義務等 |、「補償の重複に関するご注意\*1 | についてご確認ください。 \*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

### SS保険 新規加入·変更依頼書

※新規加入・変更依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

受付日	印
	(F)
	受付日

出光保険サービス株式会社

【出光興産(株)御中】

申込日をご記入ください→ 申込依頼日:20 25年 3月 3日

所在地(〒**108**-6211)

東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 11階

株式会社品川石油 店名

店主名 代表取締役 品川 太郎

SS保険に以下の通り加入・中途脱退・選択種目追加・削除、タイプ変更、従業員数変更、復元・再締結を依頼します。

ご記入・ご捺印ください一

MLがしぬ人では吸えず。 似と被保険者を負は、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。 D私が保険契約者である企業または団体の構成員であること②重要事項説明書の内容③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容(②③は交通事故傷害保険・普通傷害保険)④バン ッット記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容⑤パンプレットに記載されている内容⑥裏面の個人情報取扱いに関して同意します。

〇欄	変更内容			6	フリヵ´ナ <b>シナガワ</b>	ご担	当者
0	①新規·中途加入 ②選択種目追加·削除	必要事	項をご記入ください→	SS名 ☆記名被保険者	品川	田	中
	③従業員数/口数変更			各コード	特約販売店コード: 999999		
	④加入タイプ変更	Ø)	Aワイド、Aスタンダード、 Bワイド、Bスタンダード、	∰r	ssコード: 666666		
		現在の	Cワイド、Cスタンダード、	SS	〒108-6211		ランク
	⑥保険金額復活	加入タイプ	セルフ、 エコバー(フル)、エコバー(セルフ)	所在地☆	東京都港区港南2-15-3		
	⑤中途周	兇退理由(○を	してください)	電話番号	( 0 3 ) 1 2 3 4 - 5	678	
	閉鎖	他社へ加入	運営者交代 その他	FAX番号	( 0 3 ) 1 2 3 4 - 5	678	
	ご発胡の関松に	亦面	日をご記入ください	メールアドレス			

入依頼者

C布望の開始日・変更日をご記入くたさい↓

※FAX番号、又はメールアドレスをご記入いただいたSSにはFAX、又はメールアドレスへ 事故防止などの情報をお送りします。

新規加入·変更・ 追加·脱退日	20 25年 4月 1日 午前・午後 時より	適用保険料	В
保険期間	2025年3月1日 午後4時より 2026年3月1日 午後4時まで	. 週/71 床快件	[ ]

注意:中途加入の場合の補償期間は、加入依頼書の受取と保険料が指定の口座に着金となった時点から2026年3月1日午後4時までといたします。 基本種目

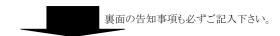
ご加入プラ	ご加入プランに○印をお付けください。					
○欄	プラン	○欄	タイプ	○欄	SS形態	
$\bigcirc$	A	0	ワイド	(	フル	
	В		スタンダード	)	セルフ	
	С		apolloONE			
	セルフ		エコ/ミーフル		エコ/ミーセルフ	
V/0 84 =	SS従業員	数	8人以下	9~10人	11人以上	
	加入時点の店ョ 十人数とし、臨時		C			



	基本種目 保険料			円	
×をつけてください) *	<b>甫償内容・保険料はパンフレットをご</b>	参照ください			
			保険料		
/					

	選択種目 (追加したいものに〇、削除したいものに×をつけてください) 補償内容・保険料はパンフレットをご参照ください	
○欄	補價內容	保険料
$\bigcirc$	(1) 受託自動車保険	円
O	(2) 認証工場·指定工場·移動鈑金向け保険 【( A ) B C D 】整備従事者☆ 名	円
	(3) 併設ショップ向け保険 【 A B 】	ш
	【併設ショップの業務内容:	[7]
	(4) 自動車管理者賠償責任保険上乗せ 【 S A B C D 】	円
	<ul><li>(5) 動産総合保険・現金上乗せ 【 S A B C D U E 】</li></ul>	円
	(6) 動産総合保険(地震・噴火危険担保特約) · · · · · · · · · · · · · · A 】	円
	(7) 油濁賠償責任保険 【 A B 】	円
	(8) サイバーリスク保険 【 A B 】 年間売上高 億円	円
	(9) 動産総合保険·洗車機追加補償 【 S A B 】	円
	(10) 代車費用限度上乗せ補償 【 A B C D 】	円
	(11)全損時対応費用	円
	(12)交通事故傷害保険 【 A 】※ ( 最高稼動人数☆  人、□数  □)	Ш
	(契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼動人数をご記入下さい。)	[7]
	(13) 普通傷害保険 【 A 】※ ( 最高稼動人数☆   人、口数   □)	
	職種級別欄(ガソリンスタンド業務はAとなります。それ以外の職種の方はお問合せ願います。): 【(○付け) ➡ A · B 】	円
	(契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼動人数をご記入下さい。)	
	(14)借用不動産損壊担保特約	円

★または☆が付された事項についてはご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。 また、☆が付された事項(通知事項)にかかる通知義務については、パンフレットの記載をご覧ください。ご連絡がない場合はお支払する保険金が削減されることやご契約を解除することがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意下さい。



<代理店使用欄>						
借用不動産損壊担	保 引受可否確認	引受	:明細			
照査	担当者	照査	入力担当者			
(E)	(fi)	(II)	(fi)			

告知	事項		どちらかに○してください
賠償	(1)本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたこと 結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい ・ いいえ	
	(2)本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事ますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いた		はい ・ いいえ
責任	(3)上記(1)または(2)のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因とな	る事実についての具体的な内容をご記入	下さい。
保 険 ★	(4)他の同種の保険契約または共済契約がありますか。		あり ・ なし
×		保険会社名	保険の種類
	(5)上記(4)が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入下さい。	満期日	保険金額
	(1)過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことがありますか。	あり ・ なし	
動	(2)過去3年以内に同種の保険契約等の保険金・共済金(10万円以上)を請求または受領	あり ・ なし	
産総	(3)上記(2)が「あり」の場合、会社名・回数・合計額をご記入下さい。		
合保険	(4)他の同種の保険契約等がありますか?		あり ・ なし
陜 ★	(5)上記(4)が「あり」の場合、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下	保険会社名	保険の種類
	CO THE (4/1/10) JOHN THE THE WAY THE ME THE CONTROL HE CONTROL THE	満期日	保険金額
-	(1)他の保険契約等がありますか。		あり ・ なし
全	(1)世界疾病・砂りよりか。	保険会社名	保険の種類
包括保険★	(2)上記(1)がありの場合は、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下 さい。		保険金額
	ev.	[m1241 □	PINISCHE III

自動		保険会社名	保険の種類
保	(2)上記(1)が「あり」の場合、会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入ください。	満期日	保険金額
険	(3)過去1年間に保険会社から普通保険約款または特約により解除されたことがある	あり ・ なし	

総	☆ 職業・職務 (普通傷害保険のみ)				ガソリンスタンド業務 <sup>その他</sup>
合傷 害生害	★ 他の保険契約等 ※他の保険契約等 ある場合には、	(この保険契約の全部または一部に対して支払す ○をし、下記の表に詳細を記載下さい。	ば任が同じである保険契約または	は共済契約)が	あり ・ なし
信保険(	被保险者任名	保険会社·共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額) (万円)
傷					

#### 個人情報の取扱いに関するご案内

1の保険契約等とは「企業総合保険」「事業活動包括保険」「企業財産包括保険」等の保険契約または共済契約をいいます。

★(1)他の保険契約等(ご契約のお車(被保険自動車)を同一とする他の自動車保険または共済契約)の有無。

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関 する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利 用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定さ れています。①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機 関等に対して提供すること。②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。③東京海上日動火災 保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。④再保険契約の締結、更新・ 管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること。⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権 者に提供すること。⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対 して提供すること。

2024年10月作成 24T-001219

### SS保険 新規加入·変更依頼書

※新規加入・変更依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

受付No.	受付日	印
		<b>(II)</b>

出光保険サービス株式会社

【出光興産(株)御中】 所在地(〒 加入依頼者 店名 店主名

申込依頼目:20 25 年 月 日

SS保険に以下の通り加入・中途脱退・選択種目追加・削除、タイプ変更、従業員数変更、復元・再締結を依頼します。

MLがしぬ人では吸えず。 似と被保険者を負は、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。 D私が保険契約者である企業または団体の構成員であること②重要事項説明書の内容③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容(②③は交通事故傷害保険・普通傷害保険)④バン ッット記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容⑤パンプレットに記載されている内容⑥裏面の個人情報取扱いに関して同意します。

○欄	変更内容					フリカ・ナ			ご担	当者
	①新規·中途加入				SS名 ☆記名被保険者					
	②選択種目追加・削	r R			A 10 H IXPINAL					
	③従業員数/口数変	更			各コード	特約販売	店コード:			
	④加入タイプ変更	<b>(1)</b>	Aワイド、Aスタンダード Bワイド、Bスタンダード		∰r	S	Sコード:			
	⑤中途脱退	現在の	Cワイド、Cスタンダード		SS	₹				ランク
	⑥保険金額復活	加入タイプ	セルフ、 エコ/ミー(フル)、エコ/	ミー(セルフ)	所在地☆					
	<b>⑤</b> 🖯	途脱退理由(○≀	をしてください)		電話番号	(	)	=		
	閉鎖	他社へ加入	運営者交代	その他	FAX番号	(	)	-		
					メールアドレス					

※FAX番号、又はメールアドレスをご記入いただいたSSにはFAX、又はメールアドレスへ 事故防止などの情報をお送りします。

新規加入·変更· 追加·脱退日	20 年	月 日	午前 • 午後	時より	適用保険料	Н
保険期間	2025年3月1日	午後4時より	2026年3月1日	午後4時まで	超/以外次行	11

注章・中途加入の場合の補償期間は 加入依頼書の受取と保険料が指定の口座に着金となった時点から2026年3月1日午後4時までといたします 基本種目

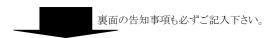
ご加入プランに○印をお付けください

○欄	プラン	○欄	タイプ	○欄	SS形態
	Α		ワイド		フル
	В		スタンダード		セルフ
	С		apolloONE		
	セルフ		エコ/ミーフル		エコ/ミーセルフ
	SS従業員 加入時点の店主 け人数とし、臨時	三、販売員、事務	8人以下	9~10人	11人以上



選択種目 (追加したいものに〇、削除したいものに×をつけてください) 補價内容・保険料はパンフレットをご参照ください	
補償内容	保険料
(1) 受託自動車保険 【 A B C D E 】	円
(2) 認証工場・指定工場・移動鈑金向け保険 【 A B C D 】整備従事者☆ 名	円
(3) 併設ショップ向け保険 【 A B 】	ш
【併設ショップの業務内容:	
(4) 自動車管理者賠償責任保険上乗せ 【 S A B C D 】	円
(5) 動産総合保険·現金上乗せ 【 S A B C D U E 】	円
(6) 動産総合保険(地震·噴火危険担保特約) · · · · · · A 】	円
(7) 油濁賠償責任保険 【 A B 】	円
(8) サイバーリスク保険       【 A B 】年間売上高       億円	円
(9) 動産総合保険・洗車機追加補償 【 S A B 】	円
(10) 代車費用限度上乗せ補償 【 A B C D 】	円
(11)全損時対応費用	円
(12) 交通事故傷害保険 【 A 】※ ( 最高稼動人数☆   人、口数   口)	Ш
(契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼動人数をご記入下さい。)	户
(13) 普通傷害保険 【 A 】※ ( 最高稼動人数☆ 人、口数 口)	
職種級別欄(ガソリンスタンド業務はAとなります。それ以外の職種の方はお問合せ願います。): 【(○付け) ➡ A · B 】	円
(契約対象人数と、ご希望の口数と最高稼動人数をご記入下さい。)	
(14)借用不動産損壊担保特約	円
	# 補償内容  (1) 受託自動車保険

★または☆が付された事項についてはご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。 また、☆が付された事項(通知事項)にかかる通知義務については、パンフレットの記載をご覧ください。ご連絡がない場合はお支払する保険金が削減されることやご契約を解除することがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意下さい。



<代理店使用欄	>		
借用不動産損壊担	!保 引受可否確認	引受	け明細
照査	担当者	照査	入力担当者
(fi)	(fi)	(F)	(fl)

●告知	事項		どちらかに〇してください
	(1)本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことが結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	ありますか。(過去に東京海上日動と締	はい ・ いいえ
賠償	(2)本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実ますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いたた		はい ・ いいえ
責任	(3)上記(1)または(2)のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる	事実についての具体的な内容をご記入	下さい。
保			
険 ★	(4)他の同種の保険契約または共済契約がありますか。		あり ・ なし
^		保険会社名	保険の種類
	(5)上記(4)が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入下さい。	満期日	保険金額
	(1)過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことがありますか。		あり ・ なし
動	(2)過去3年以内に同種の保険契約等の保険金・共済金(10万円以上)を請求または受領し	たことがありますか。	あり ・ なし
産総	(3)上記(2)が「あり」の場合、会社名・回数・合計額をご記入下さい。		
合保	(4)他の同種の保険契約等がありますか?		あり・ なし
険		保険会社名	保険の種類
*	(5)上記(4)が「あり」の場合、引受保険会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入下	MAX II 1	八  大マン1国場(
	さい。	満期日	保険金額
包瓜	(1)他の保険契約等がありますか。		あり ・ なし
包括保険★	【(2)上記(1)がありの場合は、引受保険会社名・保険の種類・満期目・保険金額をご記入下┃	保険会社名	保険の種類
険産	さい。	満期日	保険金額
*	☆物件種別 : 一般物件 · 工場物件 ☆建物の専	有•占有面積 :	

r	★(1)他の保険契約等(ご契約のお車(被保険自動車)を同一とする他の自動車保険またに	は共済契約)の有無。	あり ・ なし
動車	(の) 上記(す) お「もり」の根へ 人生な 伊藤の延察 無地ロ 伊藤人姫とごごコフンジャン	保険会社名	保険の種類
保険	(2)上記(1)が「あり」の場合、会社名・保険の種類・満期日・保険金額をご記入ください。	満期日	保険金額
灰	(3)過去1年間に保険会社から普通保険約款または特約により解除されたことがある	•	あり ・ なし

①動力設備:50kw以上②電力設備:100kw以上③作業人員50人以上(①②はいずれも工業上の作業に使用するもの)のいずれかに該当する作業規模の物件のみ、工場物件となります。

総	☆ 職業・職務 (普通傷害保険のみ)				ガソリンスタンド業務 <sup>その他</sup>
合傷 害生害	★ 他の保険契約等 ※他の保険契約等 ある場合には、	(この保険契約の全部または一部に対して支払す ○をし、下記の表に詳細を記載下さい。	任が同じである保険契約または	は共済契約)が	あり ・ なし
信保険(	<b>被</b> 促除	保険会社·共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額) (万円)
傷					

#### 個人情報の取扱いに関するご案内

他の保険契約等とは「企業総合保険」「事業活動包括保険」「企業財産包括保険」等の保険契約または共済契約をいいます。

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関 する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利 用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定さ れています。①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機 関等に対して提供すること。②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。③東京海上日動火災 保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。④再保険契約の締結、更新・ 管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること。⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権 者に提供すること。⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対 して提供すること。

2024年10月作成 24T-001219

登録No.

(年式

| 着工承認| 立会手配| 写真/見積手配| 報告書提出| 請求書一部着| 請求書全部着| 請求書提出 | 不備取付 | 不備取付

『故報告送付先:メール	ideho_service@idemitsu.com	FAX: 03-6260-0150
-------------	----------------------------	-------------------

受付No.

(2009年3月改定)

事故状況

損害箇所

東京海上日動使用欄 メモ:

所有者

修理工場

事 故

の 概 要

事故報告書 兼 保険金請求書 東京海上日動火災保険株式会社 御中 (部署: 担当: 本事故についての ご連絡先

SS 保険

SS担当者 中山太郎 TEL: 03-3333-xxxx

20 24年 3月 10日

様(役職 総務部 FAX: 03-3333-ΔΔΔΔ SS住所: 〒 -

<個人情報の利用目的> ※下段住所と同一の場合は記入の必要はありません。 メール: ● ● ● @■ ■ ■ ・ JP お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京

ご記入日

1 401 7 1	が事実と相違	違ないこと	・を確認し保険				マイの通りお支	おい下さい										
^	フリガー	†			<del>1</del> :	ヨダクマルノロ	ウチ											
支貴払	住所		100 —	0005	1	代田区	区丸の	内1	-2-3									
社通知書		(1	呆険金請				羕 TE	L: 03-	3333-xx	ΥX			FA	X: 03-	-3333·	-44	ΔΔ	)
の書情送	フリガー				·ショウカイ <b>ト                                    </b>	· · (株)		/=	\	特販	店コー	・ド			430	029	97	
報付先	貴社				トロケ			印	) 🕌	必ずご記	入くだ	ざい。		>	, ,	· ~	′ ′	
先	SS名				丸の内			SS	3	SS	コート	•	-	<b>&gt;</b>	120	057	77	
証番		- 1			目		・自・勇	か・盗・	ガ・他(		)	其	間	20	年	月日	∃から	年•月間
	事故日	20	24 年	3 月	10 日(	火)	事故	:時間	午前任後	1 時	2 5	分頃						
	事故場	所 9(5	構 <b>内</b> ・その	他(					)									
	SS形態	_	セルフ						-									
	事故状法					田一郎の	4 所右	· 유니	リケケあつ	1361	5.洪 直	 i の為	<del>1</del> 81	計中				
	7 10 10	_				接触した		•/00.	177412	.1500	2 //( 4	-07519	173	E//   \				=
	l –						-0											_
	l –	石	フロン	トフェン	/4 – E	預傷。												_
																		_
事	損害箇	所																=
故 の																		_
概																		
要																		_
																		=
		所	有者															
			H 12 H	ŧ	曽田	一郎	様	車名	ニッポン	グロリ	ア (年	式 :	年)	登録N	о.	品口	1 554	12136
	車両損	害し	<u>节节       </u> §理工場				150											
	車両損 <sup>:</sup>	害				『ン販売	150		様 TEL (		3)00				0. 自			
	車両以を	\	多理工場 代車	東	- 京ニッオ	ドン販売 k頼先	担	当 遠藤	様 TEL (	)3 (333	33)00	00			合、車検	食証もご)	送付くだ	ė.v
		損	8理工場 代車 傷物件名	東	- 京ニッオ	・ ドン販売 <sup>依頼先</sup>	担	当 <b>遠藤</b> 理不可(	様 TEL ↓	)3 (333	修理(	00				食証もご)		ė.v
	車両以外対物損害	· 損	多理工場 代車 傷物件名	東	- 京ニッオ	ドン販売 k頼先	担	当 遠藤	様 TEL (	)3 (333	33)00	OO 核頼先	ī		合、車検	き証もご) EL	送付くだ。 (	)
	車両以を	↑ 損 材 か	多理工場 代車 傷物件名 目手氏名	東	<b>京 二ッ</b> オ □有(f	<b>ドン販売</b> <sub>枚頼先</sub>	担当	当 <b>遠藤</b> 理不可(	· 様 TEL · 全損)□修 年令	)3 (333	修理(	00			合、車検	食証もご)	送付くだ。 (	ė.v
	車両以外対物損害	対が一部	8理工場 代車 傷物件名 目手氏名 詞院 『位 『	東	- 京ニッオ	ドン販売 k頼先	担当	当 <b>遠藤</b> 理不可(	様 TEL ↓	)3 (333	修理(	OO 核頼先	ī	可能な場	合、車検 TE	き証もご) EL	送付くだ。 (	)
■■■	車両以外対物損型対 対人事	対が一部	8理工場 代車 傷物件名 目手氏名 詞院 『位 『	東京	<b>京 二ッ</b> オ □有(f	<b>ドン販売</b> <sub>枚頼先</sub>	担当	当 <b>遠藤</b> 理不可(	様 TEL 全損)□修 年令  症状	93 (333 ) □無 理可能	修理(	OO 核頼先	(	可能な場	合、車検	き証もご) EL	送付くだ	)
	車両以外対物損害	↑ 損 材 か	<ul><li>等理工場</li><li>代車</li><li>傷物件名</li><li>目手氏名</li><li>院</li><li>同</li><li>原</li><li>山</li><li>し</li><li>山</li><li>ほ</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li></ul>	東 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 京二ッポ □有(fi	<b>ドン販売</b> <b>放頼先</b> 横態	担:	当 <b>遠藤</b> 理不可(: 様	様 TEL  全損)□修  年令  症状  性別  SST	03 (333 ) □無 理可能	( 男	OO 放頼先	(女	可能な場)	合、車 様 工E	き証もご) EL	送付くだ	う 口無
	事而以外 対	損物部	<ul><li>等理工場</li><li>代車</li><li>傷物件名</li><li>目手氏名</li><li>院</li><li>同</li><li>原</li><li>山</li><li>し</li><li>山</li><li>ほ</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li></ul>	東 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 京二ッポ □有(fi	<b>た                                    </b>	担:	当 <b>遠藤</b> 理不可(: 様	様 TEL 全損)□修 年令  症状  ***  ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	03 (333 ) □無 理可能	修理信	OO kk頼先	(	可能な場 ) 整道 危取	合、車検 TE 備本 体 を 後 後 後 後 を を を を を を を を を を を を を を	き証もご) EL	送付くだ	(注)
	事而以外 対	り は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	<ul><li>等理工場</li><li>代車</li><li>傷物件名</li><li>目手氏名</li><li>院</li><li>同</li><li>原</li><li>山</li><li>し</li><li>山</li><li>ほ</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li></ul>	東 / 腕	- <b>京二ッオ</b> □ 有(仮	<b>ドン販売</b> 放頼先 首 その他	担当 口修 3°ート・アル	当 <b>遠藤</b> 理不可(: 様	様 TEL  全損) □修  年令  症状  せ別  SST 業務全	03 (333 ) □無 理可能 ∇ の E数	修理信	OO 放頼先	(女	可能な場 ) 整道 危取	合、車 様 工E	き証もご) EL	送付くだ	(注)
SS衍 保M	車両以外 有	持続を持続を持続している。	<ul> <li>等理工場</li> <li>信物件名</li> <li>目手氏名</li> <li>同院位</li> <li>□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□</li></ul>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	京 二ッポ □有(fa	<b>ドン販売</b> 放頼先 首 その他 年令 土員 □ハ	担当 □修 □ 「	理不可(: 様 円 [ ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	様 TEL 全損)□修 年令  症状  ***  ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	03 (333 ) □無 理可能 ∇ の E数	修理信	OO kk頼先	(女	可能な場 ) 整道 危扱	合、車検 TE 備本 体 を 後 後 後 後 を を を を を を を を を を を を を を	食証もごう EL	送付付付	う 有 □無 <b>☑</b> 無
SS衍 保 、 支	車両以外 対	は	理工事 保物件名 場所 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、	京二ッポ □有(名 足 マー 図 金額) 座へ	ポン販売 t	担: □修	理不可(: 様 ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	様 TEL  全損) □修  年令  症状  以 性別  S ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	03 (333 ) □無 里可能	( 男 10	大類先 TEL 年 個個用血 番号	女 <u>ケ月</u>	可能な場 危取扱	合、車検 備士 養格 除物 及資格	会証もご   入院   1 5	送付〈だ〉 ( 一有	↑ 有 □無 □無
SS位 保 保 支	車両以外 有	損 相 病 音 名 分 iii 保口 图	理工事 保物件名 場所 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	東京では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角	- 京二ッポーロ	『シ販売   放頼先	担: □修	理不可(:	様 TEL 全損) □修 年令 - 症状	D3 (333 ) □無 里可能	修理信	OO TEL 年 銀行 信用金庫	女 <u>ケ月</u>	可能な場 危取扱	信 作 作 作 作 修 作 物 及 資 格	会証もご   入院   1 5	送付付付	う 有 □無 <b>☑</b> 無
(SS位 保 保 支 指	車 対 対	損相が高名分請を図って	理は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	- 京二ッポーロ	『シ販売   放頼先	担: □修	理不可(:	様 TEL  全損) □修  年令  佐 性別  S85  ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	03 (333 ) □無 理可能	修理(   歳   10   ス *	大類先 TEL 年 個個用血 番号	女 <u>ケ月</u>	可能な場 危取扱	合、車検 備士 養格 除物 及資格	会証もご   入院   1 5	送付〈だ〉 ( 一有	↑ 有 □無 <b>☑</b> 無
(SS位 保 保 支 指 【 貴 SSI	車 対 対	損相が高名分請を図って	理工場 (傷物件名名) (場所) (場所) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別) (場別	東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	- 京 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	『シ販売   放頼先	担: □修	理不可(:	様 TEL  全損) □修  年令  佐 性別  S85  ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	D3 (333 ) □無 里可能	修理(   歳   10   ス *	大類先 TEL 年 個個用血 番号	女 <u>ケ月</u>	可能な場 危取扱	合、車検 備士 養格 除物 及資格	会証もご   入院   1 5	送付〈だ〉 ( 一有	↑ 有 □無 □無
(SS位 保支指 場SI入 最記入	車両別項標準 対対 大 事員 金 払 図 に下 できい。	損 相 病 音 名 分 清 保口な 保 の 保 に	理工事 保 傷 特氏 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	- 京 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	『シ販売   放頼先	担当 □修 3 ペート・アル 払いが	理不可(:	様 TEL 全損) □修	03 (333 ) □無 里可能 マの マス マ保険種	83)〇〇 修理( 歳 10 ス *	OO	女 ヶ月 1	可能な場合取扱	備士 係を物 及資格	A 5 1 1	送付〈だ〉 (	有 □無
(SS位 保支指 場SI入 最記入	東南 対	損 相 病 音 名 分 清 保口な 保 の 保 に	理は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	- 京 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	『シ販売 t	担当 □修 3 ペート・アル 払いが	理不可(:	様 TEL 全損) □修	03 (333 ) □無 里可能 マの マス マ保険種	83)〇〇 修理( 歳 10 ス *	OO	女 ヶ月 1	可能な場合取扱	備士 係を物 及資格	A 5 1 1	送付〈だ〉 (	有 □無

														コピ	ーの_	上ご使	用くださ
事故	報告送付				ervice@id	lemitsu.	com	FAX:	03-6260	-0150			<u>受付</u>	No		(200	9年3月改
	事故	3 報告書	S 保 兼 ・		請求書		ء ا	記入日	20	年	月		日			(200	0   07] 4
東京海(部署:	上日動火	災保険株式	式会社 担当:	御中	)	本事故にご連絡先		´   <u>T</u>	S担当者 EL: S住所:〒	: <u>-</u>			FAX	様(í :	<b>殳</b> 職		;
お客様の 海上グル	レープ内での	つきまして 確認を含み	ます)、傷	引受の R険金の	受住所と同一の場 判断、保険事は お支払およる ので、下記支払い	故への対応 バ各種商品	.(関係先· ・サービス	への照会 くの提供	等の事実関						で損害	丰保険会	社間や東京
	フリガナ		·IX = C III	.,, .	7 ( ) 102()=1	711111111111111111111111111111111111111	X,E* 1 C*										
貴社の情! (支払通知書送:	住所	(保険金記	青求担	当者:		様 T	EL:					FAX	X:				
の書	フリガナ								#+ BC	· 1	*						
情送	貴社名						(F)	i)	特期	店コート	`						
報付先	フリガナ SS名						S	S	SS	らコード							
証番				種目	施・生	と・自・	動・盗	・ガ・イ	他(	)	期	間	20	年	月	日から	年·月間
	事故日	20 年	月		日( )	事故	攻時間	午前·午	後	÷ 3	分頃						
	事故場所	SS構内・そ	の他(			,		)									
	SS形態	□ セルフ	ロセ	ルフ以タ	<b>1</b>												

	- I-1	`"L	19-	ユエ物					担当		様 TEL	(	)		7	可能な場合、車検討	正生. ご 洋・	けください	
1			1	代車		□有(	依頼先	;				) 口無				引化る物口、平1人間		13 (/200	
車両以外対物損害		外害	損傷	易物件名				状態	□修理不	可(全	≟損)□修	理可能	修理係	<b>衣頼先</b>		TEL		( )	
			相	手氏名						様	年令		歳						
		故	病院	完										TEL	(	)	入院	□有	□無
			部位	立 頭	腕	足	首	その他	(	)	症状								
事故	当事者	B	名				Í	∓令		歳	性別		男		女	整備士 資格		□有 [	無
(SS	従業員)	Z	☑分	□₹	ネーシ゛ャ	<u>,                                    </u>	社員	□v <sub>°</sub> .	ート・アルバイ	<b>'</b> ト	SSで 業務 <sup>会</sup>			年	ヶ月	危険物 取扱資格		]有 [	無
		ؾٞ	請求	額(損害-	免責金	金額)			円					銀行 信用金庫				支店	
	険金 5払		保険金は右記口座へお振込み下さい。							普: 当:				番号					
	旨図								口座名義 (カタカナでご記入)										
貴SS ご記	Sにつき、他 入下さい。	也の係	保険が	ございまし	たら、	<作	保険会社	t>				<保険種目	≣>						

様

車名

様 TEL

担当

己入例		<b>六</b> 談	書		
当事者甲	<ul><li>住所 ○○県 □□市 ××町</li><li>氏名 ○野 △男</li></ul>	打3-8-9	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	なる SS のメ 入します	ンバーの住所、
当事者乙	任所 ○○県 △△市 ○○町 氏名 □山 ○郎	盯4-2-1	被害者の	住所、氏名を	記入します
当事者丙 (1.甲の使用者) (2.甲の親権者)	<ul><li>住所 ○○県 △△市 ○○町</li><li>氏名 △△石油株式会社</li></ul>	∬1−1−1	特約販売	店名、住所を	記入します
事故年月日	20△△ 年 3 月	23日 年前	2 時 45	発生日時、場別	<b>所を記入します</b>
事故発生場所	○○県 △△市 ○○町1 -	-1-1 4			
示談条	件 ————				
	所における本件事故に関し 				
	)○○円を支払う。 <del>◆ 【保</del>				
	損害賠償金を支払うに際し		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	., .,	,
に対し、上記	事故に関する保険金として	上記金額を	請求すること、	ならびに、丙が	受領したあとに
丙が乙の修理	!工場とレンタカー会社に対	付して直接支	払うことにつ	いて承諾します	• 0
以下余白				F₽Φ	言を記入します
					コで此人しより
支払指図欄 乙が	上記損害賠償金の振込先を指定する	場合、下記欄に	記入してください。		コで記入しより
支払指図欄 乙が 損害賠償金受取 口座 一番 一口座名義 ( 記入ください。	(銀行) (農協) (信金) (信組)   支店コード(3ヶヶ) (口座番号(7ヶヶ) (石亩)	支店   ゆうた   ※通帳の   通訳   記号   (パさい )   ※道   ※道   ※道   ※道   ※道   ※道   ※道	は銀行 「振春口座開設(送金機能)」 1 0 血帳記載の通帳記号5ケタを記	欄に○が付されていることをご前 通帳 - 番号 (8ケタ) 入 ※通帳記す	
損害賠償金受取口座 普通・総合 当座 所蓋 ロ座名義 (カタカナでご 記入ください。	(銀行) (農協) (信金) (信組) ( 支店コード(3ヶヶ) (口座番号(7ヶヶ) (石品) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	支店	よ銀行 「振春口座開設(送金機能)」 1 0 血帳記載の通帳記号5ケタを記 本本語欄 を基づき、上記損	欄に○が付されていることをご何 通帳 一番号 (8ケタ) ※通帳記載 (右記	認ください。 の通帳番号8ケクを記入 までご記入ください) 保険金(※)を甲また
損害賠償金受取口座 「普通・総合」 当座)「貯蓄 口座名義 (カタカナでご、記入ください。	<ul> <li>銀行 (農協)</li> <li>富金 (信組)</li> <li>支店コード(3ヶヶ) 口座番号(7ヶヶ) (右流)</li> <li>大社かったとをは、右</li> <li>は丙が保険会社からは、方</li> </ul>	(支店) (かうち) (表表) (までご記入 (ださい) (ださい) (ださい) (まで) (まず) (まず) (まず) (まず) (まず) (まず) (まず) (まず	よ銀行 「様春口座開設(送金機能) <b>1</b> 0 値帳記載の通帳記号5ケタを記 本がき、上記損 でき、上記損 で対して損害賠償	欄に〇が付きれていることをご何 通帳 一番号 (8ヶ夕) 入 *:適帳記載 (右記 をを支払うことを	認ください。 の通帳番号8ケクを記入 までご記入ください) 保険金(※)を甲また
損害賠償金受取口座	銀行 信金 信組 支店コード(3ヶヶ) 口座番号(7ヶヶ) (右ight constitution of the co	(支店) (あった) (表表) (までに記入 (ださい) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで	よ銀行 「振替口座開設(送金機能)」 1 0 加藤記載の通帳記号5ケタを記 を を を を を を を を を を と を と で う と た り て り て り て り て り て り て り て り て り て り	##に○が付きれていることをご明 通帳	一般の通帳番号8ヶ夕を記入 でご記入(ださい) 保険金(※)を甲また・、乙は承諾する。
損害賠償金受取口座	(銀行) 農協 (信組)   支店コード(3ケ9)   口座番号(7ケ9) (右前 (1)	(支店) (あった) (表表) (までに記入 (ださい) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで	よ銀行 「振替口座開設(送金機能)」 1 0 加藤記載の通帳記号5ケタを記 を を を を を を を を を を と を と で う と た り て り て り て り て り て り て り て り て り て り	##に○が付きれていることをご明 通帳	一般の通帳番号8ヶ夕を記入 でご記入(ださい) 保険金(※)を甲また・、乙は承諾する。
損害賠償金受取口座 普通・総合 当座 (	(銀行) 農協 (信組) (信金) (信組) (信金) (信組) (信金) (信組) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金	(支店) (あった) (表表) (までに記入 (ださい) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで) (まで	よ銀行 「振替口座開設(送金機能)  1 0  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	##に○が付きれていることをご明 通帳	一般の通帳番号8ヶヶを記入 でご記入(ださい) 保険金(※)を甲また・、乙は承諾する。
損害賠償金受取口座  「当座」「野蓋」・総合 「当座」「野蓋」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華	(銀行) 農協 (信組) (信金) (信組) (信金) (信組) (信金) (信組) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金) (同金	(支店) (歩道帳の 通記号	よ銀行 「振春口座開設(送金機能)  1 0  動帳記載の通帳記号5ケタを記  基づき、上記損  対して損害賠償  書賠償金を下回ることが  は双方共裁判上  ・ 氏名  ・ 氏名  ・ 野	欄に〇が付されていることをご明 通帳 一番号 (8ケタ) 入 ※通帳記載 (右記 (右記 ・金を支払うことを があります。 又は裁判外におい	認ください。 なの通帳番号8ケダを記入 古でご記入ください) 保険金(※)を甲また 、乙は承諾する。

# 示 談 書

NZ.	由 体 田	住所														
当	事者甲	氏名														
		住所														
当	事者乙	氏名														
当	 事 者 丙	住所														
<b>/</b> 1.	甲の使用者	氏名														
	· _	771					/F-2	£`\								
事	故年月日		左	F	月	日	(午前	() (E)	時		分頃					
事故	放発生場所															
	- 示談条	件 -														
支払	ム指図欄 乙か	上記損	害賠償金の	振込先	を指定す	-る場合、	下記欄	に記り	してく	ださい。						
捐			(銀行)()			(支店)	34.3E	うちょ 帳の「振		(送金機能)」	闌に○が付き	られている	ことをご確認	ください。		
損害賠償金受取		1	(信金)(/			(大計会第11)	通帆 記号	長 <b>1</b>		0	一通帳 一番号					
償金	(普通 · 総合	/	iコード(3ケタ)	口座番	号(75g) <b>(</b>	(右詰でご記入) (ください)	(57)	۶) ر	記載の通帳	記号5ケタを記	(8ケタ)	يا	通帳記載の	<b>承能来</b> 早	2ヶ々を記す	
又取口	(当座)(貯蓄			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		※ 地駅	山駅ぐノ地駅	記 <i>与37.7を</i> 記.		74		ご記入くた		
座	口座名義 (カタカナでご 記入ください。	)														
	(	/				保険金受	・領にし	関する	承諾欄	<u> </u>						-
甲まら保	たは丙が保険金	会社か	<b>一里</b>	または	丙が加	入する保険	负契約			上訂铝	1 腔僧	金に対	する保	険金	※)を甲	また
乙力	マス・針 トゥ ほん	17 7	/ (1)	ロかほし	) (海 / / / / / / / / / / / / / / / / / /			ノリーエ	シンさい	上記切	コバロ I只 - 人 <b>シ</b> ユ	T. >	- 1 -2		TK = 1	
	バ承諾する場合 こ○印をしてくださ					かり 又映 ストラス 映		こに対	して打	員害賠償	金を支	払う、	ことを、	乙は	<b>分</b>	る。
	上記の通	sv。 り示談	( <u>*</u> ) が成立し	保険金のました	の額は、係ので、	<sup>保険契約の内容</sup> 今後本件	容によりに関し	こに対 )損害期	けして打 質金を下	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、			
:	○印をしてくださ	sv。 り示談	( <u>*</u> ) が成立し	保険金のました	の額は、係ので、	<sup>保険契約の内容</sup> 今後本件	容によりに関し	こに対 )損害期	けして打 質金を下	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、			
	上記の通	sv。 り示談	( <u>*</u> ) が成立し	保険金のました	の額は、係ので、	<sup>保険契約の内容</sup> 今後本件	容によりに関し	こに対 )損害期	けして打 質金を下	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、			
	上記の通	い。 り示談 て、お	(※) が成立し よび訴訟(	保険金のました	ので、等をい	R険契約の内容 今後本件 たしませ	<sup>客により</sup> に関 <sup>し</sup> ん。	乙に対 損害期 して に	けして打 資金を下 は双方が	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、		異議・	請
	上記の通	い。 り示談 て、お	(※) が成立し よび訴訟(	保険金のました	ので、等をい	R険契約の内容 今後本件 たしませ	容によりに関し	乙に対 損害期 して に	けして打 資金を下 は双方が	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、			請
	上記の通	い。 り示談 て、お	(※) が成立し よび訴訟(	保険金のました	ので、等をい	<sup>保険契約の内容</sup> 今後本件 たしませ 当事	Picts (Picts (	之に対 <sub>り損害</sub> して に	けして打 は <u>双方</u> は な 氏名	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、		異議・	請
;	上記の通	い。 り示談 て、お	(※) が成立し よび訴訟(	保険金のました	ので、等をい	<sup>保険契約の内容</sup> 今後本件 たしませ 当事	<sup>客により</sup> に関 <sup>し</sup> ん。	之に対 <sub>り損害</sub> して に	けして打 は <u>双方</u> は な 氏名	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、		異議・	請
	上記の通	い。 り示談 て、お	(※) が成立し よび訴訟(	保険金のました	ので、等をい	R険契約の内容 今後本件 たしませ、 当 事	Picts (Picts (	乙に対しては甲二乙:	けして打	員害賠償 回ることが	金を支 あります。	払う。 	ことを、		異議・	請

#### 自動車管理者賠償責任保険 作成日を記入します 受託証明 東京海上日動火災保険株式会社 御中 年 住所 東京都○○区△△町0-0-0 被保険者 氏名 △△石油株式会社 下記記載内容は、帳簿・契約者に照らし事実であることを証します。 お客様のお名前、住所、電話番号を記入します ※所有者が同じ場合は「同上」で可 住所 依頼者 整備・修理などの 氏名 作業の依頼者名 お車をお預かりした目的に 住所 車 輌 ○をします 所有者 氏名 該当しない場合は「その他」 にして()内に記載します 1. 一般整備(車検・定期点検) 2. 事故修理(修理箇所: 受託目的 3. 給油·洗車 お車をお預かりした日と 該当項目に〇印を つけてください。 4. 保護預り・保管 お返しする予定だった日を 記入します 5. その他( 受託日 引渡(予定)日 年 月 車名 登録番号 お客様のお車の 車名、年式、 車(任意)保険契約 保険会社名 お預かりした車を運転 登録番号(ナンバー)を ご記入不要です していた従業員さんの 記入します 名前を記入します 使用人・下請け・その他( 被保険者との関係 氏名 運転者 事故日 事故場所 事故のあった年月日と 1. 車両引渡しを受け工場に搬入する間 事故場所を記入します 事故発生時の状況 2. 試運転中(経路: 例) 丸の内 SS 構内 3. 依頼主に返還するまでの間(納車途中) 該当項目に〇印を つけてください。 4. 構内移動中 事故発生時の状況について 5. その他( 該当するものに○をします 該当しない場合は「その他」 大型 普遍 免許番号 免許の にして()内に記載します 免許証 有効期限 <個人情報の利用目的> 保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害 お預かりした車を運転 東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提 していた従業員さんの 免許証の内容を記載し ます

# 自動車管理者賠償責任保険 受 託 証 明

東京海上日動火災保険株式会社 御中

		牛	月	Ħ
被保険者	住所			
	氏名		_	印

下記記載内容は、帳簿・契約者に照らし事実であることを証します。

	依頼者	住所											
	整備・修理などの 作業の依頼者名	氏名											
受	車 輌	住所											
- 4	所有者	氏名											
託内	受 託 目 的 該当項目に〇印 っけてください。	を	1. 一般整備(車検・定期点検) 2. 事故修理(修理箇所: 3. 給油・洗車										
容	JI) CVICEV 6		4. 保護預り・保管 5. その他(										
	受託日		年	月 日	引渡(予定	)目	年 月	月					
受託	車名				登録番号	크.							
自動車	保険契約	自動車	車(任意)保険契約 保険会社名			証券番号							
事	受託車輌の 運転者	氏名			被保険者との	)関係	使用人・下請け・その他(	( )					
故	事故日				事故場所								
内	事故発生時の状 該当項目に〇印 っけてください。	を	2. 試運転	中(経路:に返還する)	工場に搬入する間 までの間(納車途中	1)	•	)					
容	21) CVICCY 0		5. その他					)					

 運転<br/>免許証
 免許番号
 免許の<br/>種類
 大型<br/>等通・中型<br/>特殊
 普通・中型<br/>章引<br/>大型二輪

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

MEMO	
	······································

# お問い合わせ先

#### 取扱代理店

#### 出光保険サービス株式会社

T108-6211

東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟11階

出光保険



#### SS保険の加入・変更の申込み、契約内容の相談

●出光保険サービス 営業部 法人営業グループ

メール ideho service@idemitsu.com

0120-956-047 FAX 03-6260-0150





※ご注意ください。二次元コード読み込みには『メールアプリ』が必要です。

#### SS保険の事故報告・事故相談

●出光保険サービス 担当範囲 全国 お客様サポートグループの連絡先

00.0120-989-410 FAX 03-6260-0150

【携帯、公衆電話からも通話可能です。】 メール:ideho service@idemitsu.com

受付時間:月~金 9:30~16:00 祝・祭日、年末年始、5/1、6/20を除く

●東京海上日動「事故対応窓口」(\*) 担当範囲 SS所在地エリア (\*)SS保険のご案内に同封の「東京海上日動事故対応窓口一覧」をご参照ください。

東京海上日動 安心110番(事故受付センター) 担当範囲 全国 00.0120-720-110 24時間365日

### 引受保険会社

#### 東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)本店営業第二部 営業第二チーム

〒100-8050 東京都千代田区大手町1-5-1ファストスクエアWEST11階 メール tmnf17120535@tmnf.jp

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害 保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)